

Ⅲ 災害への対応

広域連合が対応すべき災害は、被害が複数府県にまたがり、または単独の府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる大規模広域災害である。

広域連合は、被災した地方自治体が実施する緊急・応急対策や復旧・復興対策を支援するため、関西圏域内外の応援の受入調整を実施する。また、そのために、いち早い初動体制を確立し、情報や支援ニーズを的確に把握する。

なお、南海トラフ地震の関係では、東海地震、東南海地震、南海地震の時間差発生の可能性もあることに留意して柔軟な対応をとることとする。

この章では、原則、関西圏域内が被災した場合の対応手順を記載することとし、関西圏域内が被災した場合の手順と関西圏域外が被災した場合の手順が異なる場合は、【圏域外で災害発生の場合】として圏域外での対応手順を明記することとする。

<災害対応のタイムテーブル>

時期	被災地等の主な対応	広域連合の対応
初動期 (概ね3日間)	・情報の収集と共有 ・避難誘導、消火、水防等、被害防止活動 ・人命救助・救急医療の実施 ・保健医療活動の実施 ・避難者対策の実施（要配慮者への支援を含む） ・物資・燃料等の緊急輸送 ・道路等公共施設の緊急対策	・情報収集体制の確立 ・緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣 ・応援・受援体制の確立 ・救援物資の需給調整 ・応援要員の派遣・受入調整 ・広域避難の受入調整 ・ボランティアの活動促進 ・帰宅困難者への支援 ・広域的な災害廃棄物処理の調整
応急対応期 (避難所期)	・生活物資の供給 ・被災者の健康対策の実施 （感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等） ・生活衛生対策の実施 ・広域避難の実施 ・道路等公共土木施設の応急復旧 ・ライフラインの応急復旧 ・災害廃棄物の処理 ・遺体の安置、葬送 ・災害ボランティアの受入 ・被災者の生活支援 ・被災者のこころのケアの実施 ・学校の教育機能の回復 ・応急仮設住宅の整備・確保 ・応援・受援の総合調整（マネジメント） ・海外からの支援の受入 *避難が長期間に渡る場合も想定すること	

復旧・復興期 (仮設住宅期)	・復興計画の策定・復興財源の確保 ・インフラ施設等の復旧・復興 ・恒久住宅への移行支援 ・生活再建支援 ・経済・雇用再生	・復興戦略の策定 ・被災自治体の復興業務への支援
-------------------	--	---

【先行事例】実践的な災害対応の手引き『活かす』の作成（兵庫県）

兵庫県では、阪神・淡路大震災 25 年を機に、その後の災害への支援から得た経験と教訓も踏まえ、地方自治体の災害対策関係者が、これらの経験と教訓を実際の災害応急対応や復旧・復興の取組みに活かしてもらえるよう実践的な手引書『活かす』を令和 3 年 7 月に作成した。

本書は「災害対応のタイムライン形式での明示」「災害応急対策、復旧・復興対策で対応すべき課題の項目別の整理」「事前の備え、制度の概要等関連情報の紹介」などを特徴としている。

また、「資料編」として、本書に掲載された事業の概要や、震災からの復興過程で兵庫県が取り組んだ主な事業の概要や実績など約 850 項目を DVD に収録している。



1 初動シナリオ

災害対応にあたって、最も肝要なことは、初動体制である。被災状況の把握、応援の要・不要、支援ニーズなどを迅速・的確に判断し、支援行動に移す必要がある。広域連合では、情報収集すべき事象をあらかじめ定め、広域防災局、構成団体及び連携県による緊急派遣チームの派遣を行って支援ニーズを把握し、応援体制を確立する。

<初動対応手順>

〔緊急地震速報〕

発 災

(対策準備室の設置)

※圏域：構成府県及び連携県の区域

- ・圏域内で震度5強以上の揺れが観測
- ・圏域内で大津波警報が発表
- ・圏域内の府県で災害対策本部が設置
- ・圏域外（国内に限る）で震度6弱以上の揺れが観測
- ・その他圏域内外（国内に限る）で甚大な被害が推測

情報収集体制の確立

- ・気象庁発表、各種メディアからの情報収集
- ・消防、警察、自衛隊、海上保安庁からの情報収集
- ・災害の状況や府県災害対策本部設置状況等を確認

構成団体・連携県間で情報共有

緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣【広域防災局チーム、近隣府県チーム】

- <圏域内>
- ・震度6弱以上の揺れが観測 + 甚大な被害が推測
 - ・通信の途絶等により情報の収集が困難
- <圏域外>
- ・震度6強以上の揺れが観測 + 甚大な被害が推測
 - ・通信の途絶等により情報の収集が困難

必要に応じて現地支援本部に移行

応援・受援体制の確立

支援体制の確立

- ・被災団体から応援要請があった場合
- ・その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合

災害対策（支援）本部の設置【事務局：広域防災局】

- ・被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合

現地支援本部、現地連絡所の設置

- ・被災府県災害対策本部、被災市町村災害対策本部等との連携
- ・被災地の支援ニーズに係る情報収集、応援活動

政府現地対策本部が設置された場合、職員を派遣

構成団体及び連携県の応援・受援体制の確立

- ・応援体制（応援団体）、受援体制（受援団体）を確立
- ・災害対策（支援）本部へ連絡要員を派遣

情報共有・連携体制

(1) 情報収集体制の確立

広域連合は、次の①から④の事態が発生した場合には、対策準備室を設置し、情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保するとともに、構成団体及び連携県と連携し、災害の状況、府県災害対策本部の設置状況等について情報を収集する。また、構成団体の地震被害想定、さらには消防庁の簡易型地震被害想定システム等を活用して被害予測情報を把握する。これらの情報について、構成団体及び連携県と共有する。

また、広域連合及び構成団体は、消防、警察、自衛隊、海上保安庁等の部隊の活動状況及び当該部隊が独自に入手した被災状況、国の出先機関等が把握している道路、空港、港湾等の交通施設の被災状況等について、それぞれの機関と密に連携しながら、情報の共有を図る。あわせて各種メディア等からの情報を収集する。

- ① 圏域（構成府県及び連携県の区域。以下同じ。）内で震度 5 強以上の揺れが観測された場合
- ② 圏域内で大津波警報が発表された場合
- ③ 圏域内の府県で災害対策本部が設置された場合
- ④ その他圏域内で甚大な被害が推測される場合

【圏域外で災害発生の場合】

広域連合は、圏域外（国内に限る。以下同じ。）で震度 6 弱以上の揺れが観測された場合又は報道等で甚大な被害が推測される場合は、被災都道県に連絡し災害の状況を把握する。

広域連合は、把握した被災府県の状況を構成団体及び連携県に提供し、情報を共有する。

また、広域応援の必要性及び応援の調整主体の調整状況を把握するため、総務省、全国知事会等と連絡を密にするとともに、DMAT、DPAT、DWAT 等の専門チームの派遣調整においても各省庁等との連携に努める。

（各組織の広域応援の情報連絡体制の概要）

区分	総務省	全国知事会	政令指定都市市長会
制度等の名称	応急対策職員派遣制度	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画
情報収集連絡組織	情報収集共有体制	災害対策都道府県連絡本部	指定都市市長会中央連絡本部 ※準備体制の前の警戒体制あり
設置基準	- 震度 6 弱以上の地震が観測された場合 - それに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合	- 震度 6 弱以上の地震が観測された地震 - 大雨特別警報が発表された場合 - それらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合	- 震度 6 弱以上の地震が観測された場合 - それに相当する災害が発生したと考えられる場合
情報収集連絡の内容	応援職員の派遣に関し、関係省庁、関係団体及び関係都道府県からの情報の収集及び関係省庁等との情報の共有 ※関係省庁：内閣府、消防庁 ※関係団体：全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会 ※関係機関：関係省庁、関係団体、地方公共団体 ※関係都道府県：被災地域ブロック幹事都道府県、被災都道府県	被災県、被災ブロックの幹事県、国等の関係団体から被災情報等の収集、広域応援に係る調整	行動計画の適用を判断するために必要な被災地の情報収集及び各指定都市、総務省、全国知事会、全国市長会、全国町村会等との連絡調整

(2) 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

広域連合は、圏域内で震度 6 弱以上の揺れが観測された場合又は府県間の通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災府県に派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて被災府県の近隣の構成団体又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。

【圏域外で災害発生の場合】

広域連合は、圏域外で震度 6 強以上の地震が観測された場合又は通信途絶等により情報の収集が困難な場合において、甚大な被害が推測されるときは、速やかに緊急派遣チーム（先遣隊）を被災都道県に派遣し、応援に必要な情報を収集する。

広域連合は、事態の状況を勘案し、必要に応じて構成団体又は連携県に緊急派遣チームの派遣を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

広域連合、構成団体及び連携県は、広域応援が必要と判断される場合は、次のとおり体制を確立し、広域応援を実施する。

① 災害対策本部の設置

広域連合は、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、広域連合長を本部長、副広域連合長及び広域防災担当委員を副本部長並びに各構成団体の長を本部員とする広域連合災害対策本部を設置し、災害対策にあたる。

なお、広域連合長に事故があるとき又は欠けるときは、副本部長が本部長を代理する。

また、[広域連合長広域防災担当委員](#)の所属する構成団体が甚大な被害を受け、広域防災局の応援・受援調整業務を遂行することができない場合には、[広域連合長広域防災担当委員](#)は他の広域連合委員の所属する団体に応援・受援調整業務の代行を依頼することができる。

ア 災害対策本部会議の開催

広域連合は、災害対策本部を設置した場合には、速やかに TV 会議システムを活用するなどして、本部会議を開催し、次の a から e までの事項について協議する。

また、オブザーバーとして連携県及び消防、警察、自衛隊、海上保安本部と連携を図るとともに、必要に応じて、学識者等から助言を得る。

- a 物資の提供、緊急派遣チームの派遣その他の当面の対策
- b 応援方式（カウンターパート方式等）の決定
- c メッセージの発出
- d 現地支援本部及び現地連絡所の設置
- e その他協議が必要な事項

イ 災害対策（支援）調整会議の開催

具体的な支援方法及び内容を調整・決定し、各構成団体間の情報共有を図るため、各構成団体の広域防災局参与（危機管理監等）又は参与の指定する職員を構成メンバーとする会議を必要に応じて開催する。

その際、必要に応じて、連携県にオブザーバーとしての参加を求める。

なお、会議は、TV 会議システムを積極的に活用する。

ウ 災害対策本部事務局

災害対策本部に、その事務を処理させるため、災害対策本部事務局を置く。
災害対策本部事務局は、広域防災局が担う。

構成団体及び連携県は、連絡員として災害対策本部事務局に関係職員を派遣する。

ただし、自府県の災害対応が必要で派遣が困難な場合はこの限りでない。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

【圏域外で災害発生の場合】

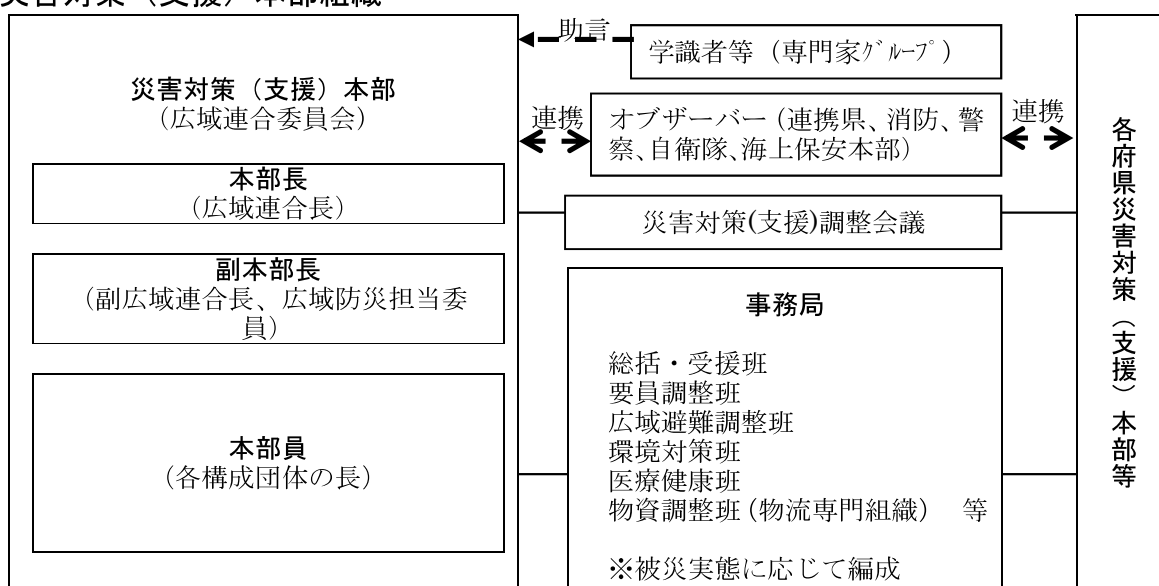
広域連合は、圏域外で災害が発生した場合において、被害が甚大で広域連合の組織をあげた広域応援が必要と判断される場合には、災害対策支援本部を設置し、応援調整を実施する。

災害対策支援本部の組織等は、災害対策本部に準じる。

エ 複合災害発生時の体制

大規模広域にわたる複合災害が発生した場合、広域連合災害対策本部において災害間の要員・資機材の投入配分や応援要請などについてあらかじめ想定して、総合的に調整を行う。

○災害対策（支援）本部組織



② 応援体制の確立

広域連合は、被災団体から応援要請があった場合、その他被害が甚大で広域応援が必要と判断される場合には、応援調整に必要な人員を確保し、構成団体及び連携県と連絡を取り合い、応援・受援の調整を行い、関西が一体となって災害対策を実施する。

被災していない又は被災の程度が軽微で被災団体を応援することとなった構成団体（以下「応援団体」という。）は、災害対策支援本部の設置等、応援体制を確立し、被災団体を応援する。

また、広域連合及び応援団体は、被災府県による応援職員の活動環境の整備が円滑に行えるよう、必要に応じて、宿泊場所の確保等の支援を行う。

ア 応援方式

被災団体に応援団体を割り当てるカウンターパート方式による応援方式（具体的な内容・手順については「関西広域応援・受援実施要綱」参照）をとる。ただし、応援団体の被災経験の有無、救援物資の保有状況を勘案して、必要に応じてカウンターパート方式にこだわらずに広域連合が応援団体と調整の上、応援先を調整する。

イ 現地支援本部・現地連絡所の設置

広域連合及び応援団体は、災害対策（支援）本部を設置したときは、必要に応じて被災団体の災害対策本部等との連携及び支援ニーズに係る情報収集や応援活動のため、被災府県庁内等に現地支援本部を、被災市町村役場内等に現地連絡所を設置する。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

現地支援本部及び現地連絡所の開設及び運営については、被災府県の業務に負担をかけないことを旨とし、原則として自給自足によるものとする。

設け場所については、原則として被災団体の庁舎内とするが、それが望めない場合には、近隣の建物、又は仮設テント等で対応する。

なお、カウンターパート方式により複数の構成団体が同一の被災構成団体に応援を行う場合は、幹事構成団体が現地支援本部を統括する。

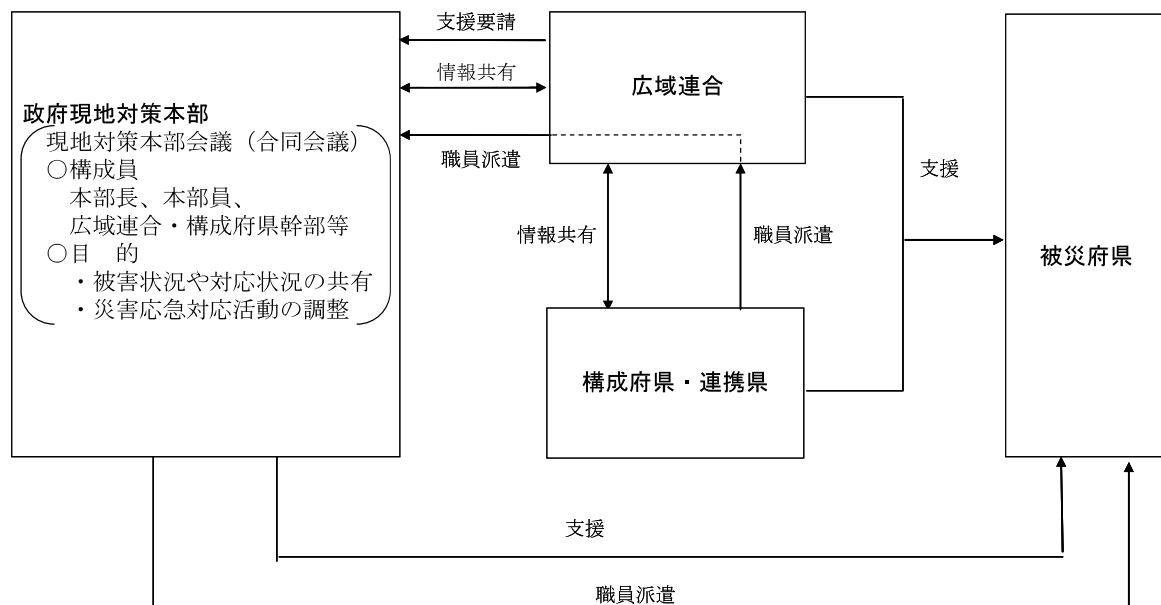
ウ 政府現地対策本部への職員派遣

南海トラフ地震が発生し、政府現地対策本部が設置された場合は、広域連合、構成団体及び連携県から職員を派遣し情報収集等を行う。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、具体的な運用ルール等は、国と協議し、関西広域応援・受援実施要綱等で定める。

<政府現地対策本部との連携>



エ 0次拠点の設置

広域連合は、プッシュ型支援及び構成団体や全国から送付される物資等を受入れられるよう、被災団体の被害状況を確認し、必要に応じて0次拠点を設置する。

なお、0次拠点の運用については、「基幹的物資拠点（0次拠点）運用マニュアル」等に基づく。

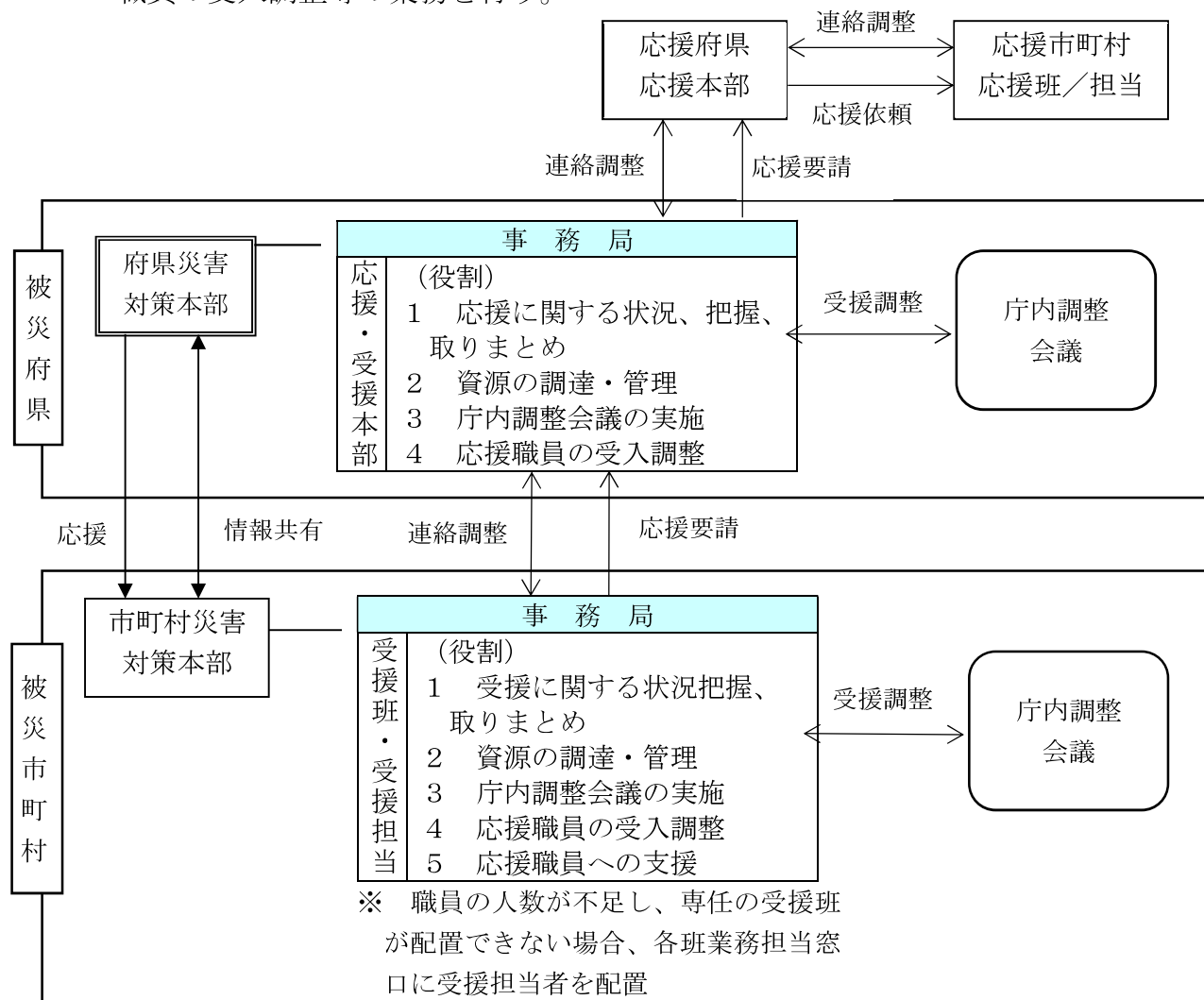
③ 受援体制の確立

被害が甚大で構成団体・連携県及び圏域外からの応援を受ける府県市（以下「受援団体」という。）は、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する。また、被災府県は、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し、情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。

なお、受援体制については、「関西広域応援・受援実施要綱」、「緊急物資円滑供給システム報告書」、「南海トラフ地震応急対応マニュアル」等に基づく。

<受援体制>

円滑な応援の受入れを実現するため、被災府県には、災害対策本部内に「応援・受援本部」を、被災市町村には災害対策本部内に「受援班・受援担当」を設置して、①応援・受援に関する状況把握や取りまとめ、②資源の調達・管理、③庁内調整、④応援職員の受入調整等の業務を行う。



(被災府県の受援業務)

区 分	主な受援業務
共通事項	・ 応援の要請 ・ 応援・受援本部の設置及び受援の総合調整等の実施 ・ 被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・ 応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、救護班等の保健医療活動チーム、DWAT（災害派遣福祉チーム）、災害支援ナース等）や応援要員（他府県等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・ 応援部隊等の活動拠点、広域搬送拠点、救援物資受入拠点等の確保・整備と府県災害対策本部との通信の確保 ・ 活動の長期化による応援部隊等の活動物資の確保 ・ 必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・ 応援・受援管理帳票による資源の調達・管理 ・ 応援に関する状況把握 等
他府県等応援要員受入	・ 自府県及び被災市町村が必要とする職員の職種、人数、派遣先、派遣期間等を取りまとめ、応援団体又は広域連合に要請 ・ 長期応援要員等の宿泊場所を確保 ・ 感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 ・ 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等
救命救助・消火部隊受入	・ 部隊の進出拠点、活動拠点の確保・開設 ・ 通行不能の緊急輸送ルートの代替ルート選定（陸上ルートが通行不能の場合の航空ルート、海上ルートの確保） ・ 部隊への情報提供（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図等） ・ 重機類及び救援資材の確保 ・ 必要に応じて活動拠点等への誘導 等
重症患者広域搬送、医療・保健・介護・福祉支援の受入	・ 保健・医療支援を行うDMAT、DPAT、保健師チーム、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、災害支援ナース、救護班等の保健医療活動チームの活動調整（情報共有・提供、活動場所の調整、必要資機材の提供等） ・ 広域搬送拠点の確保・運営 ・ 介護・福祉支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT等）等の応援要員との緊密な連携（被害状況、活動場所の情報提供等） 等
救援物資受入	・ 国のプッシュ型支援・救援物資受入拠点の開設・運営 ・ 協定を締結している運送業者、倉庫業者等に物資受入拠点の運営協力要請 ・ 被災市町村の物資受入拠点を確認 ・ 被災市町村が必要とする物資に関する情報を収集・とりまとめ（必要に応じ、被災市町村に職員を派遣し、物資ニーズを把握） ・ 緊急輸送道路の被害情報の提供 ・ 通行不能の緊急輸送道路の代替ルートの情報提供 ・ 陸路が寸断されている場合、海路、空路を活用するため航空・海運事業者、空港・港湾管理者や自衛隊、海上保安庁との調整 ・ 被災市町村等と密に連絡をとり合い、物資が末端まで届いているか確認 等

区 分	主な受援業務
避難所運営支援の受入	・ 避難所運営支援の受入調整
広域避難	・ 被災市町村と連携し、府県外への避難が必要な被災者の人数を把握 ・ 広域連合から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災市町村と調整のうえ被災者に周知 ・ 必要に応じて、被災市町村、受入府県等と調整しバス等の移動手段を確保 ・ 要援護者の広域避難の調整 等
ボランティアの受入	・ 災害ボランティアセンターの立ち上げ ・ ボランティア活動を後方支援するインフォメーションセンターの設置 ・ ボランティアコーディネーターの確保 ・ スコップ等のボランティア用資機材の確保 ・ ボランティアを大量に搬送するバス等の確保 等

（被災市町村の受援業務）

区 分	主な受援業務
共通事項	・ 応援の要請 ・ 受援班／受援担当の設置及び受援の総合調整等の実施 ・ 被害状況、被災者ニーズ等の迅速・的確な情報収集と提供 ・ 応援部隊（消防、警察、自衛隊、海上保安庁、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、救護班等の保健医療活動チーム、DWAT（災害派遣福祉チーム）、災害支援ナース等）や応援要員（他市町村等）との現地調整所や調整会議等による情報共有 ・ 応援部隊等の活動拠点、救援物資受入拠点等の確保。応援部隊等の通信手段の確保 ・ 活動の長期化による応援部隊等の生活物資の確保 ・ 必要に応じて応援部隊等の宿泊場所の確保 ・ 応援・受援管理帳票による適切な資源管理 ・ 受援に関する状況を把握し、庁内で情報の共有・調整 等
他市町村等応援要員受入	・ 人的応援について被災府県へ要請 ・ 感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保 ・ 長期応援要員等の宿泊場所を確保 ・ 孤立集落の有無の確認。衛星携帯電話等の確保。不足する場合は、被災府県に必要な数を要請 ・ 臨時ヘリポートの開設及び運用要員、通信機器、燃料確保 等
救命救助・消防部隊、医療・保健・介護・福祉支援の受入、重症患者搬送	・ 応援部隊の応援要員の受入調整 ・ 応援部隊の応援要員との緊密な連携（被害状況、活動場所、緊急輸送ルート、進出拠点・活動拠点等の位置図の情報提供等） ・ 被災府県保健医療福祉調整本部と連携した保健医療活動の調整 ・ 保健・医療・福祉支援を行う DMAT、DPAT、保健師チーム、救護班等の保健医療活動チーム、DWAT、災害支援ナース等の現地活動調整（情報共有・提供、活動場所の調整） 等
被災者支援業務にかかる応援の受入	・ 家屋被害認定業務、罹災証明書交付、災害援護資金等窓口の開設。対応職員が不足する場合は、被災府県を通じ、他の市町村職員等の応援を要請するとともに、応援職員受入計画を作成し、それに基づき、他の市町村職員等を受入 ・ 要配慮者の安否確認。福祉避難所の開設 等

区 分	主な受援業務
広域避難	・要配慮者の移送が必要な場合は、移送を手配。市町村内のみでは対応できない場合は、被災府県に受入を要請 ・被災府県から、避難者受入府県の避難者受入可能施設に関する情報を受け、被災者に周知。必要に応じて、被災府県等と調整しバス等の移動手段を確保 等
避難所運営・救援物資にかかる 応援の受入	・避難所運営職員の確保。不足する場合は、被災府県に応援を要請 ・避難所への支援者を受入れるための窓口の設置 ・避難所の必要ニーズを把握・とりまとめ。必要に応じ、被災府県に必要な支援を要請するとともに、救援物資等を受入 ・救援物資受入拠点の開設・運営 ・通行可能な緊急輸送ルートの確保及びその情報提供 ・物資が避難所・被災者まで届いているかの確認 ・応急給水計画を作成。不足する場合は、被災府県に応援を要請 等
ボランティアの 受入	・災害ボランティアセンターの立ち上げ ・社会福祉協議会等と調整のうえ、ボランティアのコーディネートを実施。ボランティアコーディネーターが不足する場合は被災府県にボランティアコーディネーターの派遣を要請 ・スコップ等のボランティア用資機材の貸出。不足する場合は、被災府県に資機材の調達を要請 ・必要に応じてボランティア村等ボランティア拠点の開設・運営。ボランティア拠点運営職員が不足する場合には、被災府県に応援を要請 等

(4) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

南海トラフ全体が動いて発生する巨大地震が突発的に発生した場合の対策に万全を期す必要があるが、南海トラフ沿いで大規模地震につながる可能性のある異常な現象が発生した場合の対応は以下のとおりである。

① 気象庁による情報発表

南海トラフ沿いでM6.8 程度以上の地震が発生する等の異常な現象が観測された場合、最短約 30 分後に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。

その後、気象庁に開設した南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会における評価を踏まえて、最短約 2 時間後に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の情報が発表される。

② 防災対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表があったときは、国の緊急災害対策本部長（内閣総理大臣）から、南海トラフ地震防災対策推進地域（関西圏域では、福井県と鳥取県を除く 8 府県）を有する都道府県知事及び同地域に指定された市町村長に対して、後発地震に対する警戒する措置をとるべき旨の指示が行われる。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表があったときは、国から南海トラフ地震防災対策推進地域の国民に対して、後発地震に対する注意措置をとるべき旨の呼びかけが行われる。

南海トラフ地震防災対策推進地域を有する構成団体は、気象庁から発表された情報に応じ、国の指示等を踏まえて求められる対応をとる。

広域連合は、国や各構成団体等から情報収集を行い、参与会議等により情報共

有を図った上で、南海トラフ地震防災対策推進地域において下表の対応をとる。
 なお、南海トラフ地震の様々な発生パターンに応じた対応については、平成 28 年 3 月に策定した「南海トラフ地震応急対応マニュアル」を参照されたい（令和 2 年 11 月に最終改訂）。

発表情報	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	
異常現象	半割れケース	一部割れケース	ゆっくりすべり
求められる 対応	巨大地震警戒対応 (一週間) ・事前避難対象地域(※)の住民は避難 ・高齢者等事前避難対象地域の要配慮者は避難、それ以外の者は避難準備を整え、状況に応じて自主的に避難 ・日頃からの地震への備えを再確認する (一週間経過後、巨大地震注意対応をとる。)	巨大地震注意対応 (一週間) ・日頃からの地震への備えを再確認する ・必要に応じて自主的に避難 等	巨大地震注意対応 (すべりが収まったと評価されるまで) ・日頃からの地震への備えを再確認する 等
広域連合の 対応	・後発地震に備えた広域応援・受援体制の構築 ・事前避難対象地域に該当し、避難所等を開設した府県からの要請に基づく支援 ・府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ	・府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ	・府県民に対し、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家庭での備蓄の確認など今後の備えについて呼びかけ

※ 事前避難対象地域は、避難対象者の特性に応じて、要配慮者のみ避難を要する「高齢者等事前避難対象地域」と、健常者も含む地域の全ての住民が避難を要する「住民事前避難対象地域」に分類される。

出典：「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン（令和 7 年 8 月改訂）」内閣府

③ 巨大地震警戒対応における避難方法

最初の地震に伴う大津波警報又は津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、市町村は、高齢者等事前避難対象地域には、「高齢者等避難」を、住民事前避難対象地域には「避難指示」等を発令し、要配慮者や住民は避難を継続する。

事前避難対象地域の住民等は、大津波警報又は津波警報によって指定緊急避難場所へ避難しているため、津波注意報に切り替わった時点以降、避難場所から避難所へ移動を開始することが基本となる。

【参考】南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）における防災対応のイメージ

経過時間	気象庁	国	防災対策推進地域 管轄府県・ 防災対策推進地域 指定市町村	関西広域連合
南海トラフでM8クラスの地震が発生				
数分～ 5分程度 (最短)	大津波警報等	緊急災害対策本部 の設置	災害対策本部の設 置	対策準備室の設置 情報収集体制の確 立
約30分後 (最短)	南海トラフ地震臨 時情報（調査中）の 発表			
1時間～ 2時間後	評価検討会開催			
2時間後 (最短)	南海トラフ地震臨 時情報（巨大地震警 戒）発表	後発地震に対する 警戒措置の指示	【警戒措置の実施】 ・事前避難対象地域 の住民の避難 ・日頃からの地震の 備えの再確認 ・情報収集・連絡体 制の確認・施設・ 設備等の点検	・後発地震に備えた 広域応援・受援体 制の構築 ・事前避難対象地域 に該当し、避難所 等を開設した府 県からの要請に 基づく支援 ・府県民に対し、家 具の固定、避難場 所・避難経路の確 認、家庭での備蓄 の確認など今後 の備えについて 呼びかけ
一週間後		警戒措置の解除及 び引き続き措置を とるべき旨を呼び かけ	【注意措置の実施】 ・日頃からの地震の 備えの再確認 ・情報収集・連絡体 制の確認・施設・ 設備等の点検	・府県民に対し、家 具の固定、避難場 所・避難経路の確 認、家庭での備蓄 の確認など今後 の備えについて 呼びかけ

④ 臨時情報発表時にとるべき対応の検討と共有

構成団体・連携県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報発表時にとるべき対応が、津波の到達時間、津波浸水の深さ、避難に要する時間、高齢化といった地域の状況等によって異なることを踏まえ、具体的な行動を各主体の実情に応じて自ら検討し、事前に決めておくものとする。

広域連合は、臨時情報発表時にとるべき対応のうち、構成団体・連携県間で共

有すべき行動制限等の項目について、事前に整理する。

初期オペレーションマップ（１）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援団体、他都道府県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目		被災市町村	被災府県
1 情報の収集と共有	情報収集・伝達	○被災情報の収集（自主防災組織・自治会・消防団等への連絡、マスメディアからの情報収集） ○被災地区への職員派遣、被災状況の確認 ○孤立地区の確認 ○通信手段の確保（衛星携帯電話等の手配、活用、貸与要請） ○府県災害対策本部への被害状況の伝達 【応援要請】 ◇職員派遣要請 ◇通信手段確保要請（衛星携帯電話等の貸与）	○被災情報の収集（マスメディア、被災市町村、消防、警察、海上保安庁等からの情報収集） ○被災市町村への職員派遣、被災状況の確認 ○ヘリの運用による被災状況の確認 ○孤立地区の状況把握 ○通信手段の確保（衛星携帯電話等の手配、被災地への貸与） ○広域連合・応援府県、国（消防庁）への被災情報の伝達 【広域応援要請】 ◇職員派遣要請 ◇情報収集用ヘリの派遣要請 ◇通信手段確保要請（衛星携帯電話等の貸与）
	情報発信	○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（防災行政無線、広報車、SNS、ホームページ、携帯電話、報道発表、CATV、コミュニティFM等）	○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表等）
2 避難誘導、消火、水防等、被害防止活動	避難指示等の発令・避難誘導	○防災行政無線、広報車、CATV等による住民への避難等の呼びかけ ○的確な避難誘導（地震規模・津波高等の適切な情報提供、津波避難ビル等の利用、交通手段・渋滞情報等の提供） ○防潮扉、水門等の閉鎖指示・確認 ○活動機関・職員等への的確な避難指示	○観測機関からの地震規模・津波高等の情報収集と市町村への提供 ○被害シミュレーションの実施と市町村への提供 ○避難指示等の発令状況の確認 ○必要に応じ被災市町村への助言
	大規模火災への対応	○消防機関による消火活動 【応援要請】 ◇消防応援要請 ◇空中消火の出動要請	○府県内消防機関への出動要請 ○消防防災ヘリの運用 【広域応援要請】 ◇緊急消防援助隊の出動要請 ◇ヘリの出動要請
3 人命救助の実施	関係機関による活動	○消防機関による人命救助・救急活動 【応援要請】 ◇警察への救助等の協力要請 ◇府県災害対策本部への要請（自衛隊派遣、消防機関の応援） 【受援業務】 ◆応援チームの受入（滞り場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催）	○警察による救助、救急、捜索活動 【広域応援要請】 ◇緊急消防援助隊、広域緊急援助隊（警察）、海上保安庁への応援要請 ◇自衛隊への災害派遣要請 【受援業務】 ◆応援チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆応援チームの受入（滞り場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆応援チームとの調整（執務スペースの確保、活動に係る調整会議の開催）
	海外応援チームの受入（含医療チーム）	【受援業務】 ◆チームの受入調整（被災府県との調整） ◆チームの受入（滞り場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供） ◆チームとの調整（ミーティングの開催）	【受援業務】 ◆チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆チームの受入（滞り場所の確保、活動場所の指定、資機材の提供） ◆通訳ボランティアの派遣 【広域応援要請】 ◇通訳ボランティアの派遣要請

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
○被災情報の収集（マスメディア、被災府県等からの情報収集） ○要請に基づく情報収集用ヘリの派遣 ○被災府県への職員派遣（緊急派遣チーム）、被災状況の確認 ○被災府県との連携による被災市町村への職員派遣 ○通信手段確保の支援（衛星携帯電話等の貸与、国・事業者への要請） 〔広域連合〕 ○構成府県・連携県への被災情報の伝達 ○カウンターパート府県の割当・伝達 ○国の動き（現地本部の設置等）についての情報収集	○独自の情報収集活動 ○要請に基づく情報収集用ヘリの派遣	〔国・地方機関〕 ○被災府県、関係機関からの情報収集 ○被災府県への職員派遣 〔総務省・総合通信局〕 ○総務省の通信機器（MCA無線、簡易無線局、衛星携帯電話）の貸し出し ○通信機器確保についての事業者への要請	○独自の情報収集活動（自衛隊先遣隊派遣、ヘリの活用等） ○被災府県等への要員派遣
○災害情報のとりまとめ ○あらゆる手段による情報の発信（広報誌、ホームページ、携帯電話、報道発表等）	○支援情報の発信	○災害情報のとりまとめ ○支援情報の発信	○活動状況の発信
○要請に基づく消防防災ヘリ等の出動	○要請に基づく消防防災ヘリ等の出動		○緊急消防援助隊の出動 ○警察、自衛隊、海上保安庁によるヘリの派遣
〔広域連合〕 ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有	○独自の情報収集	○実動機関からの情報収集	○緊急消防援助隊の出動 ○広域緊急援助隊（警察）の出動 ○自衛隊の災害派遣 ○海上保安庁船艇等の出動 ○救命、救助、捜索、搬送等の活動
○通訳ボランティアの派遣 ○被災府県、外務省との調整		〔外務省〕 ○支援国との調整、受入計画の策定 ○広域連合・被災府県・市町村との調整	

項目	被災市町村	被災府県
4 医療活動の実施	○公的医療機関の医療活動 【応援要請】 ◇民間医療機関への医療活動協力要請 ◇市町村災害対策本部への保健医療にかかるマネジメント支援の要請 【受援業務】 ◆保健医療活動チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆保健医療活動チームとの調整（活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催）	○保健医療活動の総合調整（保健医療調整本部の設置） ○公的医療機関（災害拠点病院含む。）の医療活動 ○被災地域外の継続的な医療提供体制の確立 ○保健医療活動チームの被災地域への派遣 ○被災医療機関への人的・物的支援（病院避難含む。） ○継続的な医療的ケアが必要な患者（透析患者、在宅難病患者、慢性疾患患者等）の把握・支援 ○医療用水の優先確保 ○医薬品・医療資機材の確保・供給 ○市町村の保健医療にかかるマネジメント支援 【広域応援要請】 ◇DMAT、ドクターヘリ、保健医療活動チーム等医療支援の要請 ◇傷病者、入院患者、要配慮者等の広域受入要請 【受援業務】 ◆保健医療活動チームの受入調整（被災市町村との調整） ◆保健医療活動チームの受入（滞在場所の確保、被災情報の提供、資機材の提供） ◆保健医療活動チームとの調整（活動場所の指定、活動に係る調整会議の開催）
5 避難者対策の実施 （要配慮者への支援を含む）	○避難所となる施設の管理者への開設指示・要請 ○避難所職員派遣 ○避難者数、避難者氏名等の確認 ○要配慮者の適切な避難の実施（避難誘導、福祉避難所の開設、被災施設入所者の一時受入施設の確保等） ○物資の必要数量、備蓄数量の確認と不足量の把握 ○避難者のニーズ、体調等の確認 ○自宅避難等、指定避難所外避難者の把握 ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○家庭動物保護への配慮 ○避難所の民間への委託又は自主運営の働きかけ 【応援要請】 ◇避難所運営職員の派遣要請 ◇避難者受入要請 ◇要配慮者の受入要請 ◇広域避難者の移送手段の要請 【受援業務】 ◆応援職員の各避難所への割当 ◆広域避難者の移送手段の手配	○避難所運営職員の派遣 ○府県内市町村への避難者受入調整 ○府県内市町村への応援職員派遣要請 ○避難行動要支援者の受入調整（受入施設の確保等） ○ホテル、旅館、空き住宅所有者等への避難者受入要請 ○家庭動物保護への支援 ○災害救助法の適用、基準の柔軟運用の要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援職員派遣要請 ◇応援府県、広域連合への広域避難受入要請（要配慮者を含む） ◇広域避難者の移送手段の要請（移動用バス、自衛隊・海上保安庁のヘリ・船舶等） 【受援業務】 ◆職員派遣の割当 ◆広域避難の割当（要配慮者を含む） ◆広域避難者の移送手段の調整（要配慮者を含む）

広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
○ドクターヘリ、保健医療活動チーム等の派遣 ○傷病者、入院患者、要配慮者等の受入（管内市町村への要請を含む） 〔広域連合〕 ○上記の支援調整 ○実動機関からの情報収集・応援府県との共有 ○国（厚生労働省）、他都道県への応援要請 ○被災府県・市町村の受入事務支援 （注）「広域医療」事務に参加していない構成府県は、直接厚生労働省の枠組の中で応援を実施	○要請に基づく保健医療活動チームの派遣 ○要請に基づく傷病者、入院患者、要配慮者等の受入	○被災地域内の医療センター等の医療活動 〔厚生労働省・地方厚生局〕 ○DMAT、DPAT、保健師チーム、DHET、救護班等の派遣調整 ○要請に基づく傷病者等の受入調整 〔国土交通省〕 ○要請に基づく輸送手段の優先的確保などの配慮	○被災地域内の自衛隊の病院の医療活動 ○要請による自衛隊の救護班派遣 ○消防庁による被災地以外の救急隊等からの救護班の応援 ○要請に基づき輸送手段の優先的確保などの配慮
○避難所運営職員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○広域避難受入調整（施設の確保、移送手段の支援（要配慮者を含む）） ○避難者登録システムの運用、管内市町村への導入要請 〔広域連合〕 ○応援職員、広域避難受入等が不足した際の構成府県間調整（要配慮者を含む） ○陸路輸送が困難な場合、海運事業者、航空事業者と協力を要請 ○国土交通省地方整備局及び地方運輸局等と輸送手段等を調整 ○他都道県への応援依頼（要配慮者を含む） ○災害救助法柔軟運用の国への要請 ○海上保安庁のヘリ、船舶等による移送支援の要請	○広域連合からの要請に基づく職員の派遣 ○広域避難の受入準備、要請に基づく受入（要配慮者を含む） ○被災者登録システムの運用	〔内閣府〕 ○災害救助法の柔軟運用の決定・通知	○自衛隊、海上保安庁のヘリ、船舶等による広域避難者の移送

項目	被災市町村	被災府県
6 物資・燃料等の緊急輸送	○市町村内輸送ルート確保 ○物資集積・配送拠点の開設 ○搬送手段の確保 ○物流事業者等への支援要請 【応援要請】 ◇府県災害対策本部へ緊急物資の支援、燃料の確保等を要請 【受援業務】 ◆市町村内輸送ルート確保 ◆物資集積・配送拠点の開設	○府県内緊急輸送ルート確保 ○物資集積・配送拠点の開設 ○トラック協会等に物資輸送を要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に緊急物資の供給を要請 ◇自衛隊、海上保安庁等にヘリによる緊急輸送を要請 ◇国（内閣府）に燃料確保の要請 【受援業務】 ◆府県内緊急輸送ルート確保 ◆物資集積・配送拠点の開設 ◆国のプッシュ型支援及び広域連合・応援府県による救援物資の受入調整
7 道路等公共施設の緊急対策	○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○河川、砂防等管理施設の緊急点検 ○河川、砂防等管理施設の二次災害防止対策の実施 【応援要請】 ◇府県災害対策本部に道路啓開等の支援を要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当	○通行止めなど管理道路の規制 ○管理道路の点検・啓開、緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の発信 ○公安委員会による交通規制の実施 ○警察による迂回路の設定 ○警察による交通誘導 ○警備業協会に対する交通誘導業務支援要請 ○管理港湾、管理空港の緊急復旧 ○河川、砂防等管理施設の緊急点検 ○河川、砂防等管理施設の二次災害防止対策の実施 ○被災市町村への職員派遣等の支援 【応援要請】 ◇応援府県、広域連合への要員及び資機材の支援要請 ◇国等に道路啓開等の支援を要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当

広域連合・応援府県	他都道県	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
○救援物資の緊急輸送（トラック協会等への輸送要請） 〔広域連合〕 ○関西災害時物資供給協議会で の物資支援を行うことを決定 ○関西災害時物資供給協議会参 画企業・団体への救援物資の 調達及び緊急輸送の協力依頼 ○0次拠点の設置 ○陸路輸送が困難な場合、海運 事業者、航空事業者に協力を 要請 ○国土交通省地方整備局及び地 方運輸局等と輸送手段等を調 整 ○海上保安庁へのヘリ出動要請 ○他都道県への応援要請	○要請に基づく救援物資 の緊急輸送	〔国土交通省・地方運輸 局〕 ○貨物輸送事業者、船舶運 航事業者への協力要請 ○旅客の代替輸送、迂回輸 送にかかる調整 ○交通機関利用者への情報 提供 〔内閣府、経済産業省〕 ○燃料確保について業界等 への要請	○自衛隊、海上保安庁の ヘリ、船舶等による緊 急輸送の実施
○応援要員の派遣、資機材の供給 （管内市町村への要請を含む） 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 ○他都道県への応援要請 ○地方整備局への支援要請	○要請に基づく要員の 派遣、資機材の供給	〔国土交通省・地方整備 局〕 ○通行止めなど管理道路の 規制 ○管理道路の点検・啓開、 緊急輸送路の確保 ○管理道路通行可否情報の 発信 ○緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）の派 遣（災害対策用ヘリコプ ターによる広域にわたる 被災状況調査等） ○被災府県への応援要員の 派遣及び資機材の供給に かかる都道府県への調整 ○管理港湾、管理空港の緊 急復旧	○警察による交通誘導要員 の派遣 ○海上保安庁による海上交 通確保対策の実施

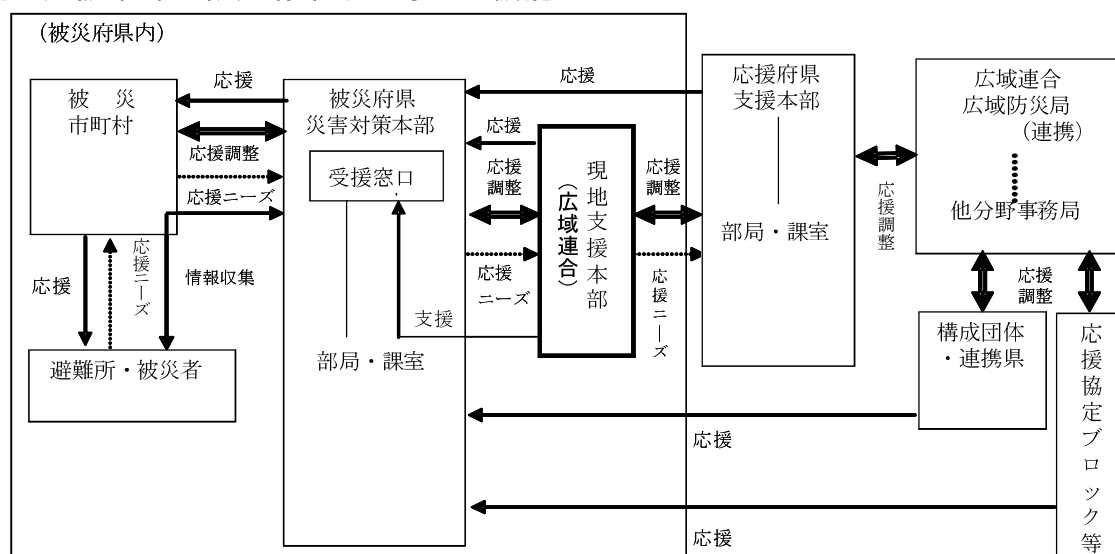
2 応援・受援シナリオ

広域連合は、被災地の被害状況に応じ、速やかに総務省、関係団体と調整の上、原則として発災後概ね3日以内に、現地支援本部・現地連絡所を設置し、応急対応期（発災後概ね4日目から）以降に本格的な被災地支援を行う。支援にあたっては、「応急対策職員派遣制度」による総括支援チーム及び対口支援団体と円滑な連携を図る。

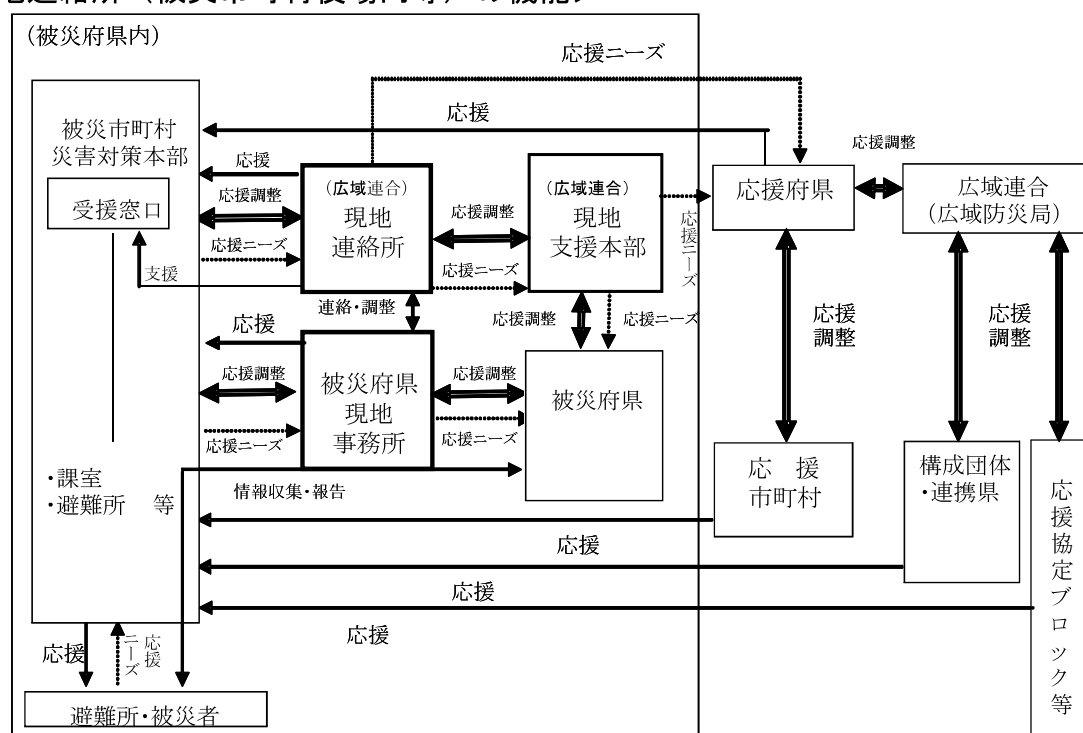
広域連合は、構成団体及び連携県と、現地支援本部・現地連絡所に職員を派遣して、被災自治体を支援するとともに、円滑な応援・受援が実施されるよう、緊急・応急対策を実施する関係機関や全国から応援に入っている自治体等との調整を行う。

2-1 現地支援本部・現地連絡所の設置

<現地支援本部（被災府県庁内等）の機能>



<現地連絡所（被災市町村役場内等）の機能>



(1) 被災構成団体の対応

① 現地事務所の設置

大規模広域災害の場合は、甚大な被害を受けた地域からは、情報が入ってこない。そのため、積極的に情報収集を行う必要がある。

被災構成府県は、特に甚大な被害を受けた市町村に、必要に応じて現地事務所を設置し、情報収集にあたりるとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。

また、当該現地事務所においては、広域連合及び応援団体が設置する現地連絡所との連絡調整にあたる。

② 受援体制の整備

被災構成府県及び被災市町村は、広域連合及び応援団体等からの応援受入体制の整備を行う。

〔主な受援業務〕

- ・ 応援を受け入れるための受援窓口の設置
- ・ 可能な範囲で、現地支援本部等の設置のための場所、机、椅子等の提供
- ・ 現地支援本部等応援に入っている自治体等との定期的な意見交換の場の設定
- ・ その他主な受援業務は p. 55 に記載

(2) 広域連合及び応援団体の対応

現地支援本部及び現地連絡所の運営において、被災府県の現地事務所の間での定期的な関係者ミーティング等による情報共有の徹底を図る。

〔主な業務〕

- ・ 被災団体災害対策本部や課室、避難所などから応援ニーズの把握
- ・ 全国から応援に入っている自治体の応援情報の取りまとめ
- ・ 有効な応援を実施するための被災団体との定期的な意見交換の場の設定
- ・ 避難所支援、救援物資などの課題別に、被災団体、全国から応援に入っている自治体と NPO との定期的な情報交換の場の設定の働きかけ
- ・ 被災自治体の状況に応じて、支援チームの派遣を調整

<現地支援本部（被災府県庁）、現地連絡所（被災市町村役場）設置・運営要領の主な項目>

ア 現地支援本部（府県庁）設置・運営要領

(ア) 業務内容

- ・ 現地の被災状況と交通情報を収集し、逐次報告
- ・ 各被災府県の支援ニーズを把握し、逐次報告
- ・ 阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、令和6年能登半島地震などの過去の災害の経験を生かし、緊急・応急対応から被災者支援、復旧・復興にかかる課題・対策事例を伝え、今後発生する対応業務についての情報提供・対応支援を行う
- ・ 被災府県、応援府県間の応援調整を行う。

(イ) 設置・運営手順

- ・ 被災府県災害対策本部周辺に、執務のためのスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災府県に依頼する。
- ・ 被災府県の災害対策本部会議や災害対策本部事務局において、被災府県の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。
- ・ 被災府県との意見交換の場、及び被災府県と全国から応援に入っている自治体間の情報交換の場を定期的に開催するしくみを構築する。
- ・ 現地支援本部メンバーの間、現地支援本部と現地連絡所の間において情報共有の徹底を図る。
- ・ 派遣元の構成団体においては、現地支援本部を支援できるよう、あらかじめ派遣職員からの照会窓口を1本化しておく。

(ウ) 装備品

- ・ 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・同充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」「活かす」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集、必要に応じてテント、発電機、投光器、マスク、消毒液など

イ 現地連絡所（市町村）設置・運営要領

(ア) 業務内容

- ・ 被災市町村からの応援ニーズを把握する。
- ・ 被災市町村と応援府県・政令市との応援調整を行う。
- ・ ①教育、②ボランティア、③避難所運営、④行政通常業務、⑤災害時発生行政業務（家屋被害認定、罹災証明書交付、災害弔慰金、生活再建支援金、義援金、住宅応急修理、被災者健康相談・衛生対策、心のケア、仮設住宅対策、がれき処理等環境対策）など被災市町村に生じる課題解決を直接支援する。

(イ) 設置・運営手順

- ・ 被災府県に、被災市町村の支援について協議する。
- ・ 被災市町村と支援の実施について協議し支援分野、応援職員の配置を決める。
- ・ 被災市町村災害対策本部周辺に一定のスペースと机・椅子を確保する。状況に応じて、被災市町村に依頼する。
- ・ 総括担当者、情報収集・連絡員は、被災市町村の災害対策本部会議、災害対策本部事務局で、被災市町村の業務に支障のない範囲で、情報収集を行う。
- ・ 現地連絡所（市町村）への派遣職員は、定期的に情報交換・打ち合わせ会議を開催し、情報共有の徹底を図るとともに、現地支援本部及び他の現地連絡所との情報共有を図る。
- ・ 被災市町村との意見交換の場、全国から応援に入っている自治体、被災市町村とNPOとの避難所支援、救援物資など課題別の意見交換の場を定期的に開催するしくみを構築する。
- ・ 市町村業務の支援を行う職員は、それぞれの分野を所管する被災市町村の局部課の長の指示のもとで支援業務を実施する。
- ・ 総括担当者は、状況に応じた派遣職員の業務分野等について、被災市町村の人事担当者と調整する。
- ・ 派遣元の構成団体及び被災県に設置した現地支援本部において、現地連絡所を支援できるよう、体制を整える。

(ウ) 装備品

- ・ 移動用車両、シュラフ、飲料水、食料、デジタルカメラ、携帯電話（衛星携帯電話）・同充電器、パソコン・データ通信機器、USBメモリ、事務用品、「阪神・淡路大震災1年の記録」「阪神・淡路大震災1ヶ月の記録」「伝える」「活かす」などの阪神・淡路大震災の教訓・事例集、必要に応じてテント、発電機、投光器、マスク、消毒液など

広域連合の支援チーム派遣

被災自治体において行政機能を失うなどの被害を受けた場合には、被災地のニーズを確認しながら、原則として支援チーム派遣により被災地支援を行う。

【支援チームの役割】

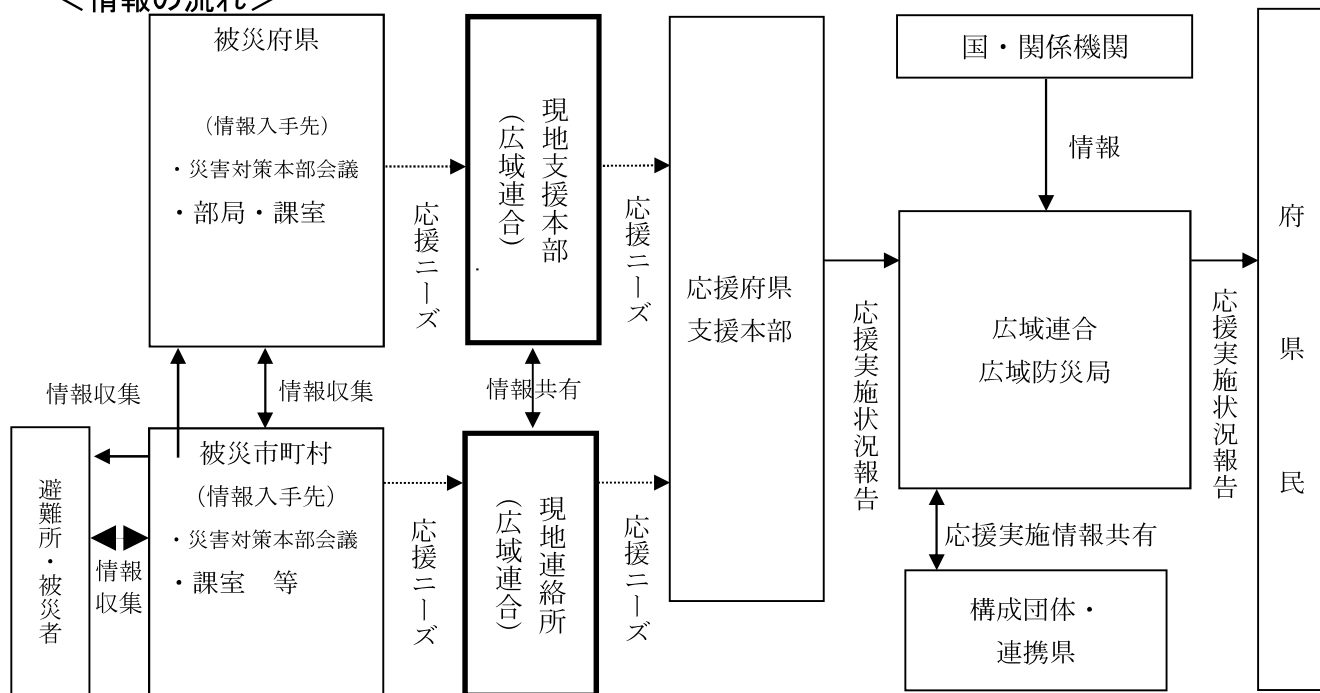
被災自治体で被害を受けた行政機能等の早期回復を図るため、専門的なアドバイスを行うことを基本とする。

【支援チーム構成例】

総括、ロジスティクス担当（チーム員の業務・生活のサポート）、教育支援担当、保健・医療・福祉担当、災害廃棄物処理担当、ボランティア統括担当、仮設住宅等住宅対策担当、市町村機能支援（避難所運営、家屋被害認定等、証明書等発行）担当、人と防災未来センター 研究員 等

2-2 情報の収集・提供

<情報の流れ>



※ 情報伝達手段：加入電話、衛星電話、インターネット通信、ファクシミリ、テレビ電話、TV 会議システム、SNS 等

(1) 被災構成府県の対応

被災構成府県は、広域連合・応援団体に対し、災害対策本部会議、報道発表及び課室からのレクチャー等を通じ、府県内の被災状況の適時・適切な情報の提供に努める。

また、被害が甚大と想定される市町村に職員を派遣し情報を収集するとともに、被災市町村が行う災害対応を支援する。さらに応援に入る他の自治体との連絡・調整を図る。構成府県は、災害時の市町村への職員の派遣について、あらかじめ被災状況の把握や連絡調整にかかる具体的な業務を整理しておく。

(2) 応援団体の対応

① 必要な情報収集・整理

応援団体は、次の手順で具体的応援に必要な情報収集を行うとともに、収集した情報の整理を行う。

- ・ 現地支援本部（被災府県）及び現地連絡所（被災市町村）からの情報入手体制を確保する。
- ・ 被災自治体災害対策本部への参画、広域連合と連携した関係者ミーティングの開催等により情報収集・伝達体制を確立する。
- ・ マスメディア・インターネット・SNS 等様々な情報手段を活用して被災地の状況を情報収集

② 応援実施状況の報告

応援団体は、応援実施状況を広域連合に報告する。

(3) 広域連合の対応

広域連合は、応援団体の応援実施状況を取りまとめ、構成団体及び連携県と情報共有を行うとともに、府県民に情報提供を行う。あわせて、被災自治体の情報発信について支援を行う。

また、広域連合は、政府現地対策本部で得られた情報を集約した上で、構成団体及び連携県に提供し情報共有を図る。

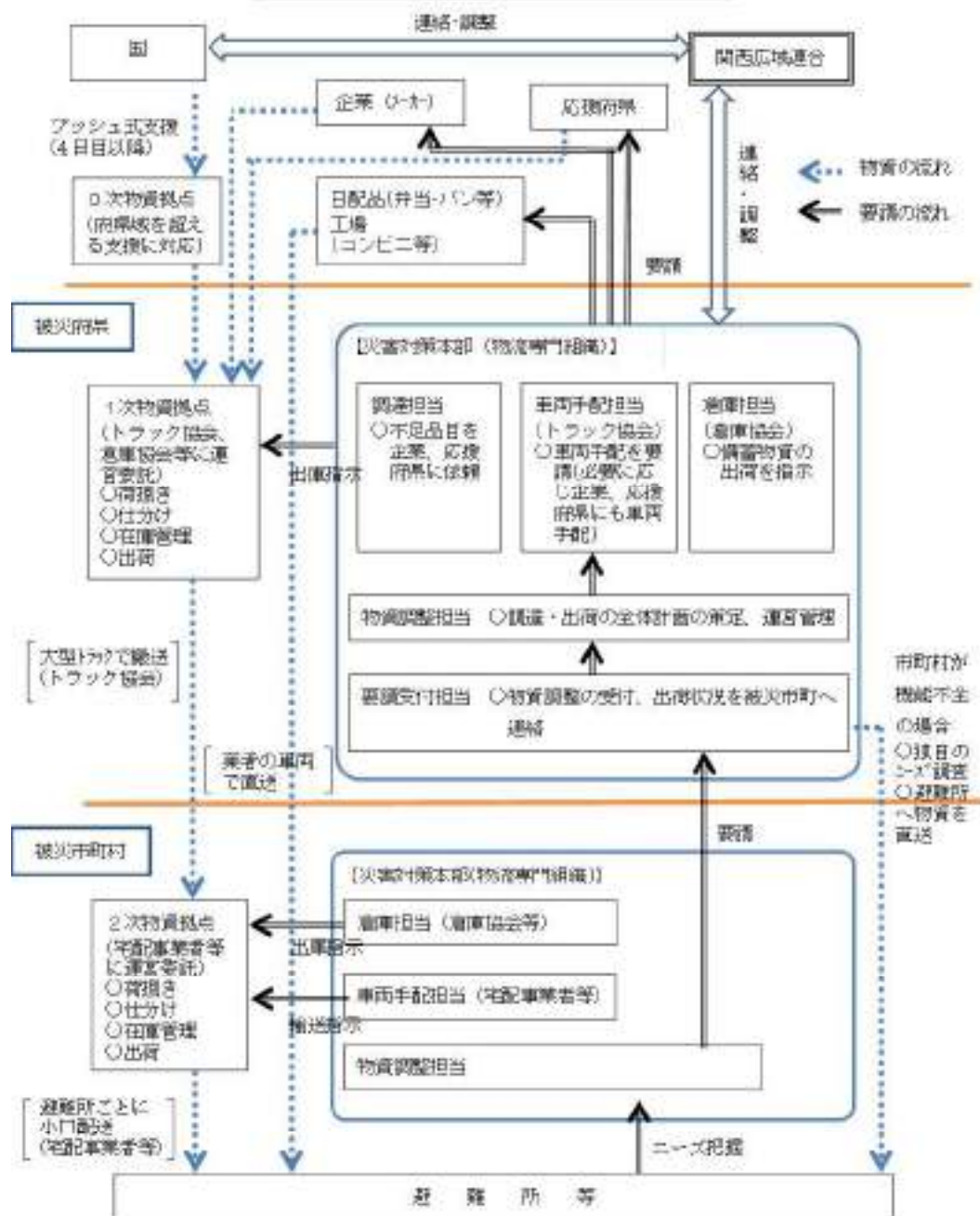
2-3 救援物資の需給調整

救援物資のニーズは、時間の経過とともに変化する。災害発生直後には、生活のための最低限必要な水・食料・毛布等の物資について、たとえ過剰となっても不足にはならないよう供給する必要がある。避難所での生活に一定の落ち着きが生じる時期には、その生活状況の改善に向けた物資をきめ細かく供給することが求められる。

物資の支援は原則としてカウンターパート割当府県が責任を持って行うものとするが、広域連合は、適時適切に被災自治体のニーズやカウンターパート割当府県の状況を把握し、構成団体・連携県間の調整を行う。また、物資が迅速かつ円滑に被災者まで届くよう、運送業者、倉庫業者、製造事業者等と連携し、「緊急物資円滑供給システム」を運用する。

なお、大規模広域災害で被災府県が複数にまたがる場合において、関西災害時物資供給協議会に参画する企業等に物資供給を依頼するときは、重複依頼を防ぐため、窓口の一本化を図る。

＜救援物資需給調整の流れ＞



(1) 被災構成府県の対応

① 応援要請

被災構成府県は、災害規模、被害程度等から、救援物資の調達に関し、物資支援の必要性について判断を行い、応援団体又は広域連合に応援要請を行う。

物資支援のニーズ把握にあたっては、被災市町村へ派遣した職員等を通じた情報収集を行うなど、即応的にニーズに応えるための体制を構築する。また、情報や依頼の重複を避けるため、物資支援にかかる窓口の一本化に努める。

② 被災地内輸送ルート確保

被災構成府県は、道路管理者等と調整し、自府県内の輸送ルートの確保を図る。

③ 物資集積・配送拠点の開設・運営

被災構成府県は、他府県からの物資を集積・配送するための一次物資拠点を開

設する。

また、その運営については、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・運送業者さらにはボランティアの協力を得られるよう努める。

なお、被災市町村の二次物資拠点が被災により機能しない場合は、被災構成府県は、代替施設の確保や、一次物資拠点から避難所へ直接救援物資を届けるなど二次物資拠点機能の代替に努める。

④ 避難所まで物資が行きわたる仕組みづくり

被災構成府県は、被災者・避難所に関する情報、被災者が求める物資の内容・量・タイミングに関する情報等を被災市町村やボランティア等の関係者間で共有し、避難所まで物資が行き渡る仕組みを構築する。

物資の需給調整にあたっては、避難所ごとにニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、被災者の生活支援を行う各担当部局と密接に連携し、部局横断的に調整を行う。

なお、この場合において、在宅被災者にも留意する必要がある。

(2) 広域連合・応援団体の対応

① 物流専門組織の設置

広域連合は、救援物資の調達に関し、広域応援の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に物流専門組織として物資調整班を設置する。物資調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な救援物資の調達・配送が適切に実施されるよう、構成団体・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。

【災害フェーズごとに必要とされる救援物資】

広域連合において調整を行う救援物資については、[スフィア基準を参考に](#)概ね下表に記載のあるものを基本とし、下表に記載のない品目について、被災地の状況に応じ、特に必要があるものは、被災府県と応援団体が協議の上、物資調整を行う。

また、物資の調達にあたっては、要配慮者、女性（妊婦等）、子供（乳幼児等）にも配慮する。

時期	必要とされる物資の基本品目
緊急対応期 (概ね3日まで)	食料（ α 化米、レトルト食品、飲料水、流動食、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー等）、毛布、育児用調製粉乳、乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー、生理用品、ブルーシート、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器、おしりナップ、パーティション、段ボールベッド、消毒薬、マスク等
応急対応期 (避難所期) 【季節に応じて】	炊き出し用食材、大鍋、アレルギー食、介護食、水分補給ゼリー、流動食、下着、マット、洗面用具、口腔ケア用品、トイレ清掃道具、医薬品、マスク、消毒薬、パーティション、段ボールベッド、 洗濯キット 等 防寒着、夏物衣料、ストーブ、扇風機、蚊取り線香、殺虫剤、網戸 等

【東日本大震災において企業等から提供又は調達した物資の例】

区 分	物 資 例
飲食物	飲料水、火を使わないで食べられる食料、離乳食、高齢食
衛生用品	大人用おむつ、生理用品、マスク
小児用	子供用おむつ、乳幼児粉ミルク、ほ乳瓶、ほ乳瓶消毒剤、ほ乳瓶消毒容器
衣料	防寒着、夏物衣料、下着
災害用資機材	ブルーシート、土のう袋、飲料用ポリ袋、避難所用パーティション
その他	ガソリン等、運送サービス

② 備蓄物資の需給調整

応援団体は、被災団体からの応援要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、備蓄物資を拠出する。

また、流通備蓄で対応する物資に関しては、応援団体が協定締結先の事業者・業界団体等に要請を行い、物資の確保・送付を行う。

広域連合は、必要に応じ被災団体と応援団体との調整を行う。

③ 国・関係機関等との連絡・調整

ア 物資の融通

応援団体は、自府県や流通備蓄で必要な物資の確保が困難な場合は、広域連合を通じ、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロック、国、全国知事会などと連絡・調整を行い、必要な物資の確保を行う。

なお、この場合においてカウンターパート方式により同一府県を応援する府県との連絡・調整を優先する。

イ 救援物資配送システムの整備

広域連合、応援団体、被災団体は、被災地・被災者が求める物資を迅速かつ的確に把握することができる相互の情報伝達ルートを整備する。

また、ガソリン等の不足により輸送に支障が生じるときには、広域連合は、石油販売事業者や国に対してガソリン等を確保し供給するよう要請する。

④ 輸送手段の確保

応援団体は、協定を締結しているトラック協会、宅配業者などに要請して輸送手段を確保する。

なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、航空・海運事業者、空港・港湾管理者、国土交通省地方整備局及び地方運輸局等並びに自衛隊・海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

⑤ 道路規制当局（警察・道路管理者）との調整による輸送ルート確保

応援団体は、各輸送手段の規制当局との調整を通じ、輸送ルートを確保する。

なお、緊急物資輸送にあたっては、ルート上で妨げとなる車両について、道路管理者に運転者等に対して車両の移動を命令又は道路管理者自ら放置自動車を移動するよう指示し、道路啓開を行う。

⑥ 応援実績の報告

応援団体は、応援実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合はその情報をとりまとめて定期的に公表する。

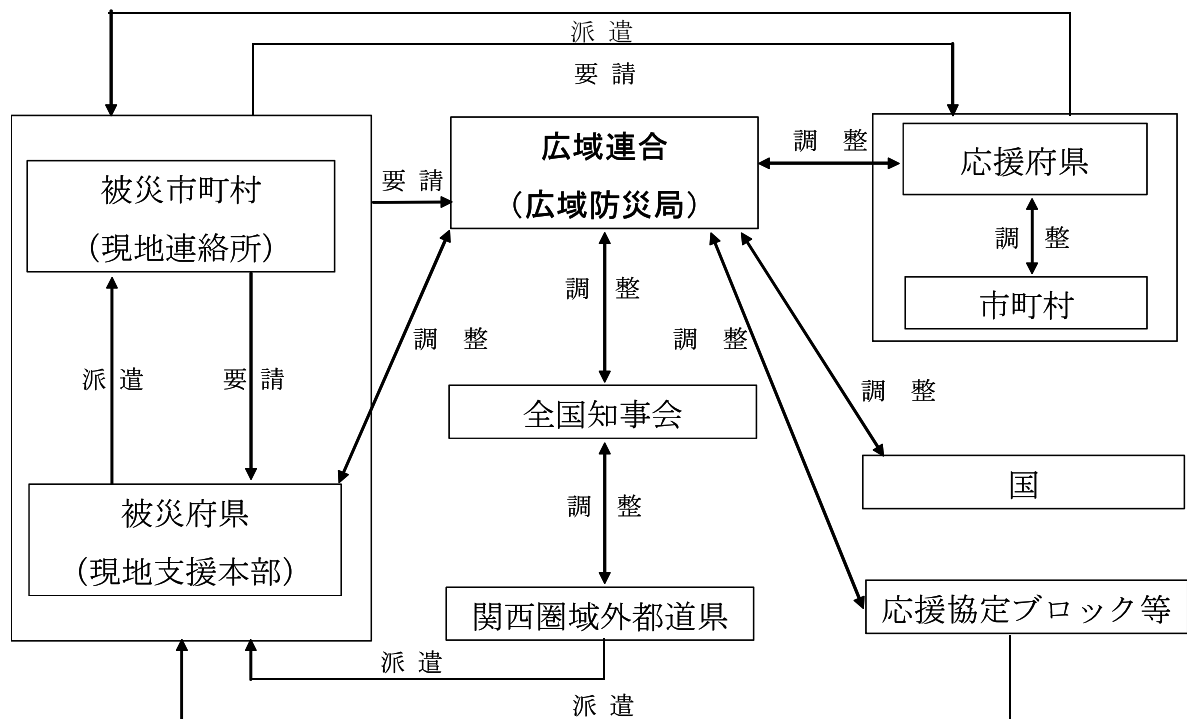
⑦ 0次拠点の開設・運営

広域連合は、必要に応じ、被災地における一次物資拠点の使用不能時又は不足時に物流機能を補完するため、0次拠点の開設を決定し、0次拠点が所在する府県と開設・運営について調整する。

なお、0次拠点の運営にあたっては、必要な物資がすみやかに被災者に行き渡るよう倉庫業者・運送業者さらにはボランティアの協力を得て行う。

2-4 応援要員の派遣・受入調整

<応援要員の派遣・受入調整の流れ>



時期	必要とされる応援要員の業務例
応急対応期 (短期派遣)	【府県・市町村共通】 ○ 保健・健康・福祉・医療 ・保健医療活動の調整にかかるマネジメント支援 ・被災者の健康相談（保健・栄養・歯科）・避難所の衛生対策、こころのケア支援（消防職員等の救援者も対象）、救護所等における診察・治療、死体検案支援、動物愛護支援、栄養相談、防疫・消毒 ○被災住宅対策 ・被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定 【府県】 ○ 環境 ・災害廃棄物処理実行計画策定支援 ○ 住宅対策 ・応急仮設住宅建設支援 ○ 教育 【市町村】 ○ 避難者対策 ・物資搬入・受入、避難所運営、ボランティア受入支援、罹災証明書発行・住民相談、炊き出し、家屋被害調査 ○ 環境・衛生 ・災害廃棄物の分別収集・運搬・処理の支援、し尿収集・運搬・処理の支援 ○ ライフライン復旧 ・給水、上水道復旧、下水道復旧 ○ 被災市町村行政業務支援
復旧・復興期 (中・長期派遣)	○ 公共土木・農林水産施設 ・公共土木施設（道路・河川・港湾・砂防）・農林水産施設（農地・農業用施設・漁港・治山・林道）の災害査定・復旧工事 ○ まちづくり・建築 ・府県有・市町村有施設（高等学校等）の復旧工事、公営住宅整備支援、復興まちづくり計画策定支援、まちづくりにかかる用地取得業務 ○ 環境 ・災害廃棄物処理等業務 ○ 保健・福祉・医療 ・保健活動支援、生活保護相談業務、孤児の養育環境調査支援、被災者の心のケア（消防職・団員等の救援者や災害業務従事者も対象）、仮設診療所の設置、被災者の保健活動計画策定支援 ○ 教育 ・教育活動支援

(1) 被災構成府県の対応

① 応援要請

被災構成府県は、災害対策の内容・事務量等から人的応援の必要性について判断し、被災府県内の応援体制のみでは対応できない時は、応援団体又は広域連合に応援を要請する。なお、災害対応体制確立後の応援要請については、職種ごとの概算人員の算定を行う。

また、被災構成府県は、広域連合と調整し、必要に応じて応急対策職員派遣制度により被災市区町村を支援するため、総務省に応援を要請する。

② 応援職員の受け入れ

被災構成府県は、応援職員への業務の割当についての現地支援本部等との調整、執務スペースの提供及び応援の交代要員への引き継ぎ方法の確立等応援職員の受入体制の整備に努める。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やTV会議及びWeb会議システムの活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合に備えて、宿泊場所の確保や寝袋等の資機材や装備品、食料等の充実など、応援職員の活動環境の整備に努めるものとする。

③ 被災市町村への派遣

被災構成府県は、情報収集のために被災市町村へ職員を派遣する。

また、被災構成府県は、必要に応じて甚大な被害を受けた被災市町村の災害対応の支援を行う職員を派遣するとともに、他の自治体からの応援職員も含めて、適切に職員が配置されるよう調整する。

(2) 広域連合・応援団体の対応

① 要員調整班の設置

広域連合は、広域応援のため応援要員を派遣する必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局に要員調整班を設置する。要員調整班は、被災地のニーズに沿った迅速な応援要員の派遣が実施されるよう、構成団体・連携県、国、全国知事会等との間で調整する。

② 応援要員の派遣調整

応援構成団体は、被災府県からの応援要員の派遣要請に基づき、若しくは自ら必要と判断した場合には、要員を派遣する。なお、カウンターパート方式により同一被災構成団体を担当する応援構成団体が複数ある場合は、幹事府県が中心となり、応援要員の派遣について十分な調整を行うものとする。

なお、応援職員の派遣に当たっては、感染症流行下においては、感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、被災団体が先の災害で要員を他圏域に派遣しており、自らの災害対応のために当該要員を自団体に戻す場合、広域連合は、代替要員の派遣について構成団体・連携県、国等と調整する。

③ 国・関係機関等との連絡・調整

応援団体は、自府県のみ又は同一被災団体を応援するカウンターパート内のみでは派遣に必要な要員の確保が困難な場合は、広域連合に必要な要員の確保

を要請する。

広域連合は、他の構成団体及び連携県、協定等を締結している他ブロックと連絡・調整を行い、派遣に必要な要員を確保する。

また、応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣等が行われる場合、広域連合は、現地調整会議に参加し、必要な調整を行う。

④ 応援実績の報告

応援団体は、派遣実績について、広域連合に報告するとともに、広域連合は、その情報を取りまとめて定期的に公表する。

なお、カウンターパート方式により同一被災団体を担当する応援団体が複数ある場合は、幹事府県が派遣実績を取りまとめ、広域連合に報告する。

【広域連合において派遣調整を行う要員の例】

東日本大震災の被災地支援において、広域連合で要員の派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 救護班等の医療チーム、保健福祉・こころのケア・要援護者対策要員（保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士等）
- 応急仮設住宅対策・県有施設復旧工事要員（建築技術職員）
- 復興まちづくり計画策定支援要員（都市計画従事職員）
- 土木復旧対策要員（土木技術職員）
- 廃棄物処理対策要員（環境技術職員）
- 家屋被害調査要員（税務職員、建築技術職員）
- 教育復興要員（教職員）
- 市町村業務全般を支援する職員（マンパワーの確保）等

【国で調整する要員の例】

東日本大震災において主に国が主導して要員派遣調整を行った職種は以下のとおりである。

- 広域緊急援助隊（警察庁）
- 緊急消防援助隊（消防庁）
- 自衛隊
- 巡視船艇、航空機等（海上保安庁）
- DMAT（厚生労働省）
- 給水車・水道施設要員（厚生労働省）
- 被災建築物応急危険度判定士（国土交通省）
- 被災宅地危険度判定士（国土交通省）
- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）（国土交通省）
- 下水道施設要員（国土交通省）
- 農地・農業用施設復旧要員（農林水産省）
- 外国からの応援要員 等

※ 広域連合は、これらの職種の派遣状況を適宜把握し、その派遣元と応援先が広域連合の実施している広域応援にかかる派遣元と派遣先と同一の組み合わせとなるよう、国との調整に努める。

2-5 被災者の支援

被災者の生活状況や支援ニーズは応急対応期から復旧・復興へと向かう過程で大きく変化していくことから、広域連合、構成団体及び連携県は、これに対応したきめ細かい支援を行う。

広域連合及び構成団体は、連携県、市町村等と連携し、被災市町村が開設する避難所や避難所外に避難する被災者の生活を支援するため、被災市町村が行う避難者対策を支援する。なお、被災者の支援にあたっては、「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者等を含めた避難者の良好な生活環境の確保に取り組む。

構成団体及び連携県は、感染症流行下においては、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置が講じられるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所等に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

<被災者の生活状況の変化と必要な対応>

	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
避難所期・被災直後の一時的な生活空間	1 避難所の運営等 - 被災市町村職員が対応 - 早期の自主運営化等に向けた地域自治会等の組織による運営が求められる 2 情報の取得・管理・共有 - 避難者への提供情報の不足や錯綜、マスコミ等の殺到 3 食料・物資 - 道路の途絶や電気、ガス、水道などライフラインの寸断、膨大な被災者の発生などにより、食料、水、生活必需品が不足	1 避難所の運営等 - 避難所受付窓口の設置 - 避難者名簿の整備 - 避難所内レイアウトの決定 - 避難所運営方針、ルールの確立 - 地域自治会等の組織による早期の自主運営化等の考慮 - 避難所運営会議（定例）の開催 - 応援職員等による支援、ボランティアによる支援 ※一般ボランティアの他、避難所環境の改善に必要な専門ボランティア等の確保・連携に配慮 ※<u>こどものいる家族等及びペット同行避難者</u>への配慮 - 女性の参画の推進 - 保健師、福祉関係者、NPO 等による避難状況把握等への支援及び各主体間の調整 - 在宅避難者、車中泊による避難生活を送る避難者への支援 ・<u>こども・若者の居場所確保</u> 2 情報の取得・管理・共有 - 情報取得手段の確保、携帯電話、スマートフォンの充電手段の確保 - 避難所開設状況等広報活動の実施 - 支援情報の掲示等情報共有の実施 3 食料・物資 - 備蓄物資の配布 ※高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等への配慮 - 必要食数の把握・報告 - 救援物資調達・救援ルート確保 - 物資の数量管理、衛生的な保管 - 衛生資材、女性特有の物資（生理用品）の確保	○救援物資の需給調整 (2-3 で詳細を記載 p. 70) ○応援職員の派遣・受入調整 (2-4 で詳細を記載 p. 74) ○広域避難の受入調整 (2-6 で詳細を記載 p. 80) ○ボランティアの活動促進 (2-7 で詳細を記載 p. 84)

	生活の状況	必要な対応	広域連合の対応
	4 避難所の居住環境 ・暑さ・寒さへの対応ができない ・トイレ、風呂が利用できない ・多数の避難者で混雑、プライバシーの確保が困難 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DV の発生 5 医療・健康 ・食生活の偏り、劣悪な環境による感染症懸念、治療中断 ・災害のストレスによる精神的不調	4 避難所の居住環境 ・毛布の配布 ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・開設当初からのパーティションや段ボールベッド等の設置に努める ・停電に備えたライト等の配備 ・福祉避難所の確保、企業の研修施設・保養施設などの活用 ・広域避難受入 ・仮設トイレ、仮設風呂の応援、周辺施設の風呂の開放 ※女性の視点に留意 ※女性や子供等の安全に配慮 ・感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・トイレの使用ルールの周知、トイレの衛生的な管理 ・<u>炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料の確保</u> 5 医療・健康 ・救護班等による診察 ・保健師等による健康調査・保健指導・健康相談及び処遇調整、家庭訪問 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・食生活・居住環境・衛生環境の改善 ・DPAT 等による地域精神医療の補完、こころのケア相談 ・要配慮者や患者等の状況に関する情報共有 6 配慮が必要な方への対応 ・避難者同士の見守り体制の確立 ・外国語の対応 ・授乳スペースの確保 7 その他 ・防犯対策 (<u>防犯カメラ、ドローン等の活用も含む</u>) ・被災者台帳の早期整備 (被災者台帳の作成にあたっては、災害対策基本法に基づき、市町村長は関係自治体等に対し、情報の提供を求めるなど、早期整備に努める。)	

避難所期・被災直後の一時的な生活空間	安定期	1 避難所の運営 ・応援職員やボランティアに依存 ・昼間の避難者の減→運営への支障 2 情報の取得・管理・共有 ・災害対策本部等からの情報提供、生活支援情報の提供等 3 食料・物資 ・炊き出し、仕出し弁当、食料の多品目化、個炊、一般的な支援物資の充足 ・物的ニーズの多様化（シャワー、殺虫剤、季節衣料等） 4 避難所の居住環境 ・プライバシーの向上（間仕切り、更衣ルームなど） ・悪臭・はえ・蚊の発生 ・ウイルス等による集団感染の懸念 ・性暴力・DV の発生 5 医療・健康 ・生活不活発病等二次的な健康問題発生 ・災害のストレスによる精神的不調	1 避難所の運営 ・避難所運営会議（定例）の開催 ・避難所運営の民間委託又は自主運営の働きかけ、防災士、ボランティア等との協力連携 ・女性の参画の推進 2 情報の取得・管理・共有 ・生活支援情報のわかりやすい掲示 ・在宅避難者への支援情報の発信 3 食料・物資 ・ボランティアなどによる支援 ・温かい食事の提供、栄養面の配慮 4 避難所の居住環境 ・感染症対策のための適切な避難スペースの確保や適切な避難所レイアウト ・避難所の換気、冷暖房機器などの整備 ・避難所のバリアフリー化、間仕切りパーティションの設置、<u>空調設備の設置、トイレの洋式化</u> ※男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮 ・段ボールベッド等簡易ベッドの設置 ・シャワーや風呂の確保 ・洗濯場の確保 ・害虫駆除等の衛生管理対策 ・安心して話せる場の確保 5 医療・健康 ・医師（救護班、地域の医療機関等）による診察 ・保健師等による健康相談、保健指導、二次健康問題発生予防のための健康教育、家庭訪問の実施 ・栄養士による食事アセスメントと栄養相談の実施 ・歯科衛生士等による口腔ケアに関する支援 ・薬剤師による服薬指導、お薬相談 ・予防接種や健診など通常業務再開 ・DPAT 等による被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援 ・要配慮者や患者等の状況に関する情報共有 6 配慮が必要な方への対応 ・施設、病院への入院、福祉避難所への入所の検討 ・<u>DWAT 等による生活支援・生活相談等の福祉サービスの提供（必要に応じて、在宅避難者や車中泊避難者への派遣も行う）</u> ・ボランティアニーズの把握 7 その他 ・避難所パトロール、犯罪相談窓口の開設・ペットの滞在ルールの確立 ・災害廃棄物の早期撤去 ・被災者のワンストップ窓口の設置 ・避難所解消に向けた関係機関との調整
--------------------	-----	---	---

仮設住宅期	1 応急仮設住宅の運営 ・多数の単身高齢世帯 ・見知らぬ隣人が多い 2 生活の自立 ・食事の供給がなくなる ・家庭用品を用意する必要がある 3 健康の不安 ・身近な相談相手の不在 ・生活環境の変化による新たなストレス	1 応急仮設住宅の運営 ・コミュニティに配慮した住戸配置、地域型仮設住宅の設置、集落ごとの集団入居、ふれあいセンターの設置 ※女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮 2 健康不安への対応 ・保健師、看護師等による健康相談強化、健康教育、生活支援アドバイザー、民生委員・児童委員、健康アドバイザー、ボランティア等による支援、こころのケアチームによる被災者及び支援者のメンタルヘルスに関する支援	○仮設住宅のコミュニティづくりへの専門家の派遣調整
-------	---	--	----------------------------------

【先行事例】「鳥取県版災害ケースマネジメント」に関する取組み（鳥取県）

平成 28 年 10 月の鳥取県中部地震で被災及びその後の被災者支援を踏まえ、平成 30 年 4 月に全国で初めて鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例に災害ケースマネジメントに関する規定を設け、制度化した。

「鳥取県版災害ケースマネジメント」では、金銭的に困窮している被災者を建築士が訪問し、簡易で金銭負担の少ない修繕方法を提案するなど、それぞれの被災者のニーズに沿った支援を実施した。

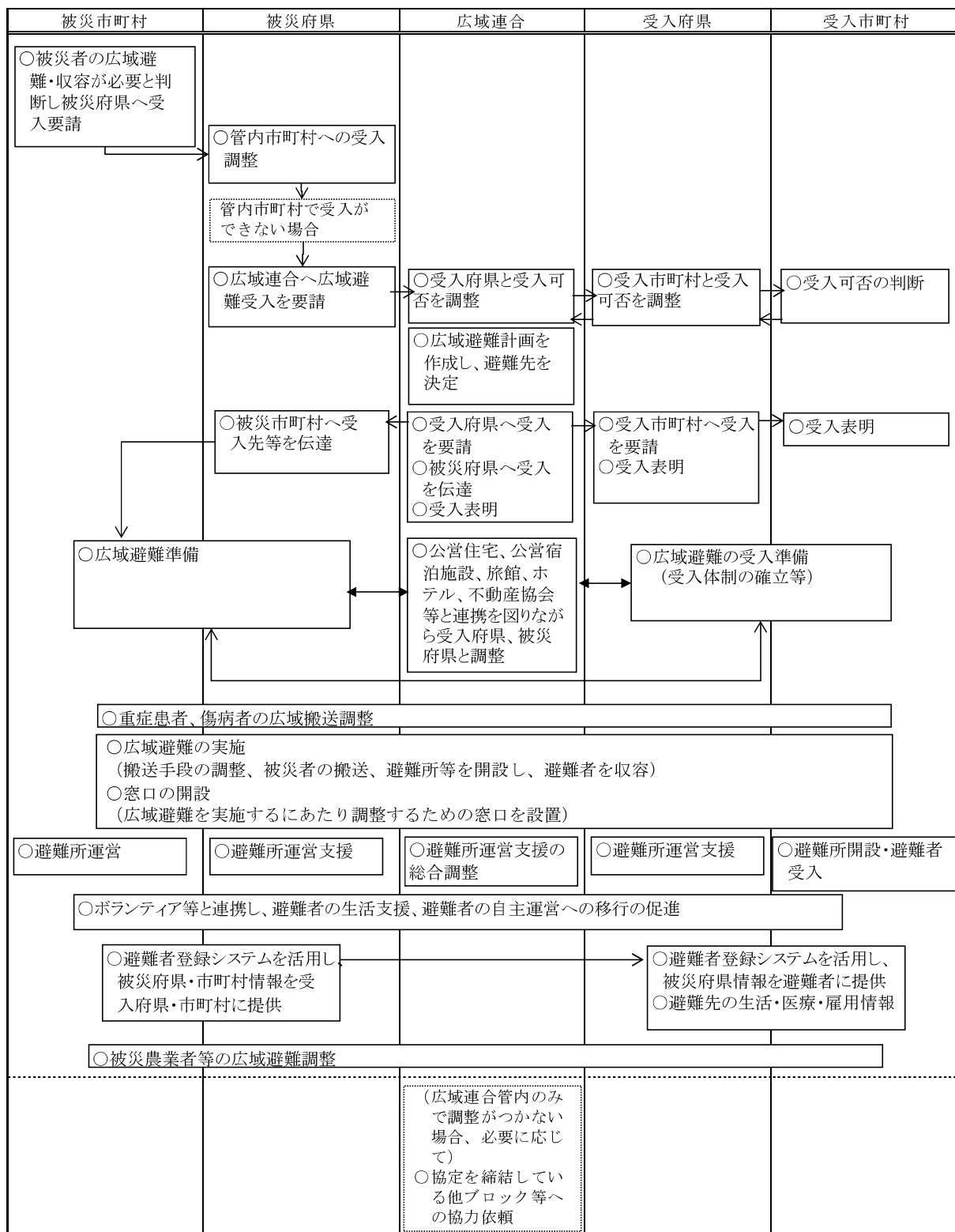
さらに、全国に先駆けて令和 3 年 4 月に鳥取県社会福祉協議会内に複合的な機能（災害ケースマネジメント、災害派遣福祉チーム派遣調整、資機材確保等）を持つ「鳥取県災害福祉支援センター」を常設し、更なる「鳥取県版災害ケースマネジメント」の全県展開を進めている。

2-6 広域避難の受入調整

避難者が大量に発生した場合、被災地の避難所だけでは収容が困難になる。また、専門的な医療や介護などを必要とする被災者は、被災地内では必要なサービスを受けられない事態が発生する。

被災地外での避難を必要とする被災者を受け入れるため、広域連合は、応援団体と協調し、広域的な避難の受入を推進する。

<広域避難への対応>



(1) 被災府県の対応

① 応援要請

被災府県は、被災者の避難、収容状況等を考慮して、被災府県住民の区域外への広域避難、収容の必要性について判断を行い、広域避難受入について広域連合に対し要請する。

② 窓口の設置

被災府県は、広域避難にあたり、避難、搬送の調整のための窓口を設置する。

(2) 広域連合の対応

① 受入表明

広域連合委員会での決定や構成団体及び連携県との調整等を踏まえ、被災住民の広域避難の受入について表明する。

② 広域避難調整班の設置

広域連合は、広域避難の必要がある場合は、災害対策（支援）本部事務局において広域避難調整班を設置する。広域避難調整班は、被災者が府県を越えて円滑に避難し、適切に受け入れられるよう、被災府県、被災者受入府県、国、全国知事会等との間で調整する。

③ 広域避難計画の作成

広域連合は、被災者受入府県における受入可能施設・人数・期間等を取りまとめる。

また、関西圏域内だけでは被災者を受入れができない場合には、国・全国知事会、相互応援協定等を締結している他ブロックなどと調整を行う。これらの手続きを進め、広域避難計画を作成する。

④ 被災者受入府県への受入依頼

広域連合は、広域避難計画の内容を被災者受入府県に示し、計画に基づく措置をとるよう依頼する。

⑤ 被災府県への受入の伝達

広域避難計画に基づき、被災府県に対し、具体的な受入内容について伝達を行う。

⑥ 広域輸送手段の調整

広域連合は、「大規模災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」及び「船舶による災害時の輸送等に関する協定」に基づき、構成団体及び連携県と連携し、被災者の広域避難にかかる輸送手段の調整を行う。

なお、陸上輸送ルートが確保できない場合の代替ルートとして、航空・海運事業者、空港・港湾管理者、国土交通省地方整備局及び地方運輸局等並びに自衛隊・海上保安庁と調整を行うなど海路・空路を活用した輸送ルートの確保を図る。

⑦ 避難者登録システムへの登録

広域連合は、国と連携し、広域避難者に対し被災府県等に関する情報を提供するため、避難者登録システムへの避難者情報の登録を促進する。

⑧ 重症患者、傷病者の広域避難

広域連合は、重症患者、傷病者の広域避難にあたっては、広域医療局とも連携し、必要に応じて、ヘリによる患者搬送を実施する。

⑨ 被災農業者等の広域避難

広域連合は、応援団体と連携し、被災農業者等の就業や研修、被災畜産業者の家畜飼育などを目的とした広域避難についてニーズ把握を行い、被災農業者等の受入に努める。

(3) 被災者受入府県の対応

① 被災者の受入

被災者受入府県は、被災府県と連携し、広域連合が策定する広域避難計画に基づき、被災者の広域避難（被災者の搬送、避難所・応急仮設住宅等での受入）を実施する。

② 窓口の設置

広域避難を実施するにあたり、被災府県との調整や避難者の登録、情報提供等を行う窓口を設置する。

③ 避難者登録システムの活用

被災者受入府県は、市町村の協力を得て避難者登録システムを活用し、避難者情報を被災府県に提供するとともに、避難者に対し被災府県等に関する情報を提供する。

④ 避難者への生活支援

被災者受入府県は、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行うとともに、ボランティアとも連携し避難者の生活支援に努める。

⑤ 要配慮者への配慮

被災者受入府県は、高齢者、障害者等要配慮者の避難者に対し、避難所等での保健師・看護師等による健康状態の把握や定員を超えた福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。

⑥ 自主避難者への支援

被災者受入府県は、自主的に避難してきた被災者に対しても、③、④、⑤の支援に努める。

2-7 ボランティアの活動促進

広域連合、構成団体及び連携県は被災者の支援や被災地の復旧・復興に大きな力を発揮するボランティア活動を積極的に促進する。

なお、ボランティア活動には、社会福祉協議会や NPO 等との協力が必要であり、これらの団体と連携を図る。

	ボランティアニーズ	被災構成府県・市町村	広域連合・応援団体
応急対応期 (避難所期)	○被災者の生活支援 ・救援物資の仕分け、配布 ・炊き出し ・泥のかきだし、清掃 ・災害廃棄物撤去 ・家具・荷物の搬出 ・避難所運営支援 ○災害ボランティアセンターの運営支援 など	【被災構成府県】 ○災害ボランティアの積極的な受入の表明 ○被災地のボランティアニーズの把握 ○(必要に応じ)被災市町村へ応援要員を派遣し、情報収集 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○府県内市町村災害ボランティアセンターの設置要請及び運営支援 ○ボランティア活動の呼びかけを広域連合・応援府県へ要請 ○災害ボランティアの募集にかかる広報、ボランティアバスの運行等の支援 ○ボランティア用資機材の確保 【被災市町村】 ○災害ボランティアの積極的な受入の表明 ○被災地のボランティアニーズの把握 ○災害ボランティアセンターの設置・運営 ○府県内外からボランティア受入表明 ○災害ボランティアの受入れ(ボランティアのコーディネート、災害従事車両証明書の発行等) ○ボランティア用資機材の提供	【広域連合】 ○ボランティア活動に対するメッセージの発出 ○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 【応援団体】 ○ボランティア活動支援 ○被災地のボランティア受入業務支援 ○被災府県と協議し、専門的なボランティアなど被災地で求められるボランティアの募集・被災地への派遣
復旧・復興期 (仮設住宅期)	○被災者の精神的支援 ・傾聴ボランティア ・お茶会、話し相手 ・芸術文化を生かした支援(趣味活動、演奏・合唱などの慰問活動) ○仮設住宅のコミュニティづくり支援 ○高齢者の見守り など	【被災府県・被災市町村】 ○傾聴ボランティアや慰問活動等避難者の精神的支援ができるボランティアを被災者のもとに派遣 ○仮設住宅のコミュニティづくりの経験があるボランティアを派遣 ○高齢者の見守りを行うスタッフの派遣	【広域連合・応援団体】 ○不足する傾聴ボランティアや慰問活動等避難者の精神的支援ができるボランティアを広域的に派遣調整 ○仮設住宅のコミュニティづくりの経験があるボランティアを広域的に派遣調整 ○高齢者の見守りを行うスタッフのための研修講師等の派遣調整

(1) 被災構成府県の対応

① 被災構成府県内のボランティアニーズの把握

被災構成府県は、被災地でのボランティアニーズの把握に努める。被災構成府県は、必要に応じて、被災市町村へ応援職員を派遣し、被災市町村が行うボランティアニーズの把握を支援し、早期のボランティアニーズの把握に努める。

② ボランティア活動の呼びかけの広域連合・応援団体への要請

被災構成府県は、応援団体及び広域連合に対して、ボランティア活動の呼びかけについて要請する。

③ 災害ボランティアセンターの立ち上げ・ボランティア受入表明

被災構成府県は、社会福祉協議会等と連携して、直ちに災害ボランティアセンターを立ち上げ、府県内外からのボランティアの受入を表明するとともに、被災市町村に対し災害ボランティアセンターの設置及びボランティア受入を行うよう働きかける。

災害ボランティアセンターの運営にあたっては、社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO、企業、生活協同組合、全国ボランティア組織及び中間支援組織等との連携に努める。

府県災害ボランティアセンターでは、ボランティアの募集にかかる広報やボランティア資機材の確保等を行う。

なお、ボランティアの安全及び健康管理の徹底に十分留意する。

(2) 広域連合の対応

① ボランティア活動に対するメッセージの発出

広域連合は、府県民に対して、構成団体の長の連名によるメッセージを発出し、被災地支援のボランティア活動を呼びかける。

② ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営

広域連合は、[全国社会福祉協議会](#)や応援団体と連携し、被災府県の災害ボランティアセンターの後方支援として、必要に応じボランティアインフォメーションセンターを設置し、ボランティアに対し、受入・[充足](#)状況、活動内容、被災地の道路情報、交通情報、宿泊情報等の支援情報を[整理](#)・提供するよう努める。

(3) 応援団体の対応

① 住民のボランティア活動の促進

応援団体は、社会福祉協議会等と連携し、被災地支援のボランティア活動の呼びかけや、ボランティアバスの運行を行うなど住民のボランティア活動を促進する。

また、被災団体と協議し、専門的なボランティアなど被災地で求められるボランティアを募集・派遣するよう努める。

② 被災地におけるボランティアの支援

応援団体は、必要に応じて社会福祉協議会等と連携し、被災地のボランティアニーズを把握するためのボランティア先遣チーム及びボランティアのマッチングを行うボランティアコーディネーターを派遣する。

また、応援団体は必要に応じて、社会福祉協議会等及び被災地の災害ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動拠点の開設の支援を行う。

③ ボランティアグループへの支援

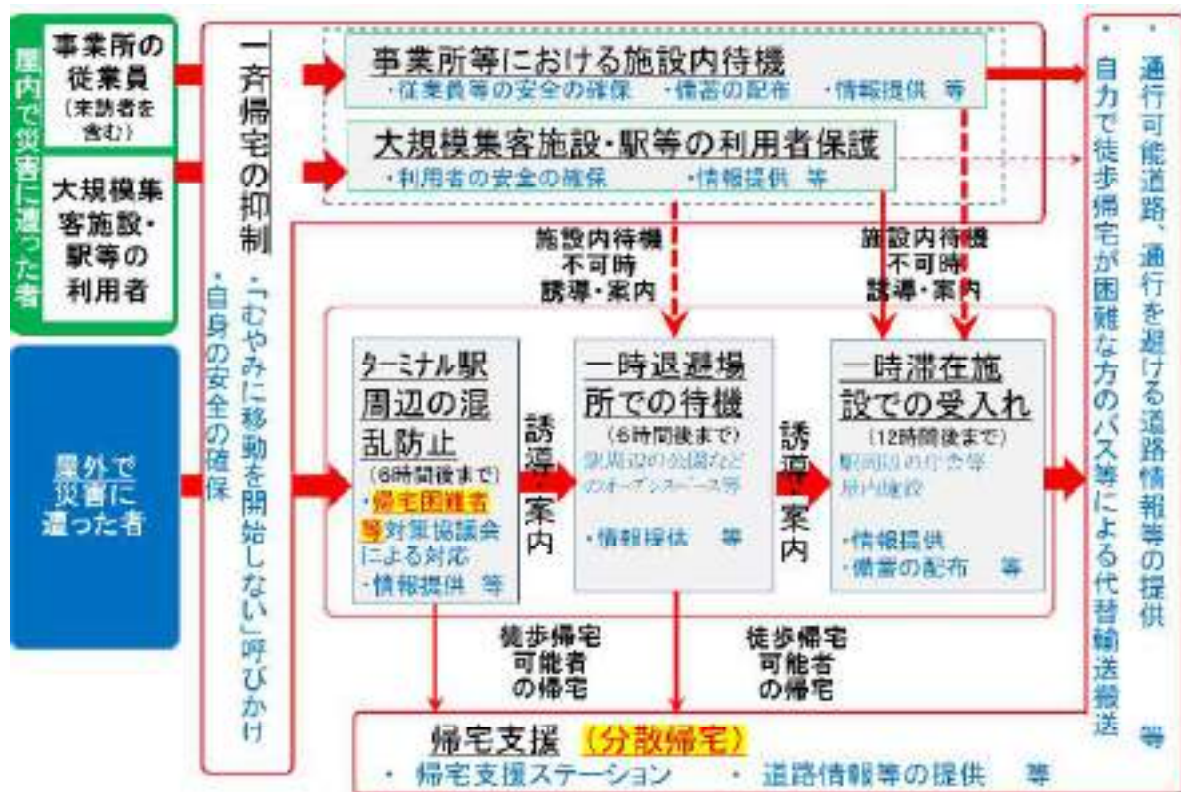
応援団体は、災害対応のステージに応じた被災者ニーズを踏まえ、高齢者の見守り、コミュニティづくり、傾聴ボランティアや芸術慰問等を行うボランティアグループへの支援に努める。

2-8 帰宅困難者への支援

大規模地震が発生し、公共交通機関が運行停止すると、都心部において多数の帰宅困難者等が発生する。

発災直後から帰宅困難者が解消するまでの一連の対策を示すと以下のとおりである。

<大規模地震発生時の帰宅困難者対策の流れ>



(1) 一斉帰宅の抑制

広域連合は構成団体と連携し、帰宅困難者に対して、SNS やホームページ、プレスリリースを用いて、発災時間帯別にとるべき行動やむやみに移動を開始せず、落ち着いた行動をとるよう呼びかける。

(2) ターミナル駅周辺等の混乱防止、一時退避場所、一時滞在施設の確保

構成府県は、市町村と連携し、「駅前滞留者対策協議会」の「地域の行動ルール」に基づき、ターミナル駅周辺等の混乱を防止する。

また、広域連合及び構成団体は、行き場のない滞留者が避難所等に立ち寄った場合には、一時退避場所、一時滞在施設の開設に関する情報を提供するなど、支援協力を市町村へ呼びかける。

さらに、構成府県は市町村と連携し、防災活動に必要な情報の提供や滞留者の避難・誘導を行うための防災資機材の整備などを行う。

(3) **一斉帰宅抑制後の分散帰宅の促進**

広域連合は構成団体と連携し、帰宅困難者に対して、SNS やホームページ、プレスリリースを用いて、分散して帰宅するよう呼びかける。

(4) **帰宅支援**

構成団体は、「災害における帰宅困難者支援に関する協定書」に基づき、協定締結事業者支援に協力要請を行う。広域連合は、災害時帰宅支援ステーションの開設状況を協定締結事業者などから収集し、構成団体及び徒歩帰宅者へ情報提供する。

(5) **帰宅困難者等への情報提供**

広域連合及び構成団体は、関係機関と連携して帰宅困難者等に対して的確に情報提供を行う。

外国人観光客に対しては、多言語による災害情報の発信や交通機関の運行情報の発信等を行う。

2-9 広域的な災害廃棄物処理の調整

被災市町村は、災害廃棄物の発生量を推計した上で事前に策定しておいた災害廃棄物処理計画等に基づき、仮置き場、最終処分場を確保し、構成府県は、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、災害廃棄物処理施設については、電力供給や熱供給等の拠点としての活用にも努める。

被災市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等との連携体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体に協力要請を行う。

＜災害廃棄物の処理の支援＞

	被災地の状況	必要な対応	広域連合による支援
発 災 時	・倒壊等家屋・建物の発生 ・自動車、重機等大型廃棄物の発生 ・津波堆積物の発生 ・港湾海底への廃棄物の沈殿	・処理量の把握と処理体制の確立 ・運搬・輸送道路の確保（道路上の災害廃棄物を撤去） ・運搬業者等の確保 ・作業用重機の手配	○府県域を越えた災害を想定した災害廃棄物処理計画策定の支援 ・撤去・処理方法：仮置き場、最終処分場の確保（市町村内、府県内、域内調整の仕組み） ・輸送手段の想定 ・再資源化の検討：土木資材（地盤嵩上げ、防潮堤整備など）への活用等
収 集 ・ 分 別 ・ 仮 置 き	・災害廃棄物の仮置き場への搬入 ・廃棄物運搬車両による交通渋滞 ・個人所有物の処分と保存の区分	・倒壊家屋等建築物の解体・撤去（仮置き場への移動） ・解体撤去に伴う健康対策（アスベスト、粉じん等） ・不燃物・可燃物・リサイクル資源の分別（コンクリートガラ、木くず、土砂等） ・交通渋滞対策の検討（道路使用制限等） ・運搬手段の確保 ・個人所有物の一時保管	
中 間 処 理	・廃棄物処理にかかる環境保全（大気、水質等） ・リサイクルの実施 ・有害物質（産業廃棄物）の処理	・可燃ごみの焼却（市町村処理施設、民間処理施設の確保・調整） ・木くずのチップ化、埋立用材・建築資材等へのリサイクル（民間業者の確保等） ・民間業者の確保	
最 終 処 分	・最終処分場への輸送、処分	・広域での最終処分場の調整・確保 ・海上、鉄道等輸送手段の確保	

(空白)

【参考】死者・行方不明者の氏名公表について

～令和３年７月１日の大雨等における課題を踏まえて～

死者・行方不明者の氏名等公表については、公表の権限の所在を明記した法律がなく、統一的な基準は示されていない。

１ これまでの事例

(1) 令和３年７月１日の大雨

甚大な土石流被害が発生した静岡県熱海市では、住民基本台帳を元に、安否不明者の確認作業を進めたが、台帳には携帯番号等が記載されておらず、作業に難航したことから、土石流発生３日後に氏名公表に踏み切った。

(2) 平成３０年北海道胆振東部地震

道内５市町で計４１名の死者が発生した。一番死者数が多かった厚真町では、震災直後から遺族の了承を得たうえで、記者会見時に公表をしたが、札幌市、苫小牧市などの４市町では遺族の同意を得られないなどとして公表しておらず、道内自治体で対応が分かれることとなった。

２ 全国知事会の対応

令和３年６月、全国知事会は、「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」をとりまとめ、公表の方針別の標準的な対応例を示した。

全国知事会では、都道府県により、氏名公表の対応に差が生じることは好ましくなく、公表の主体、関係機関の協力などを法令に位置付けることを国へ要望しつつづけている一方、災害の状況や被災者の事情等はその都度異なることから、全ての都道府県に画一的な対応を求めることは適当でないとし、統一基準は示していない。

＜公表の方針別の標準的な対応例＞

パターン①	個人情報保護を重視し、公表を判断する	・家族・遺族の同意があること、住民基本台帳の閲覧制限がないことを要件に公表（行方不明者について、救出・救助活動に資する場合は、同意を確認せず公表することもある）
パターン②	発生した事実を速やかに公表する	・家族・遺族の同意や住民基本台帳の閲覧制限の確認等を前提とせず公表
パターン③	被災状況から公表を判断する	・被災状況から、迅速な救出救助などに必要な場合は公表

3 国の対応

令和3年9月、内閣府と消防庁は連名で、「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」（通知）を発出して、氏名等公表を行う際の留意事項を示した。

<留意事項の概要>

- (1) 災害が発生した際、人命の救助活動の効率化・円滑化に氏名等公表が資する場合があることや、発災当初の72時間が極めて重要な時間であることをふまえ、氏名等公表の可否や判断基準、氏名等公表及びその結果寄せられた安否情報の確認・共有に係る一連の手続き等について、市町村や関係機関と連携の上、平時から検討しておくこと。
- (2) 氏名等公表については、人的被害の数について一元的に集約、調整を行う都道府県が行うことが基本となるが、市町村が行うことが安否情報の収集等に資すると考えられる場合においては、都道府県と当該市町村の事前調整に基づき、市町村が行うことも考えられること。
- (3) 氏名等公表については、各地方公共団体がそれぞれの個人情報保護条例に照らしてその可否を判断することとなるが、その際、安否情報の収集等を行い、救助活動を効率化することが重要な場合においては、人の生命又は身体の保護のため緊急の必要があるときの個人情報の提供と考えられることから、個人情報保護条例に定める個人情報の利用及び提供制限の例外規定の適用を検討されたいこと。
- (4) 氏名等公表の対象者について、所在情報を秘匿する必要がある者（配偶者からの暴力やストーカー行為の被害者等）が不利益を被らないよう、都道府県関係部局及び域内市町村と平時から公表時の取扱いについて十分な調整を図るとともに、公表に当たってはあらかじめ関係市町村に確認すること。
- (5) 上記(4)の確認を含め、氏名公表等の可否の判断に時間を要する対象者がいる場合には、それ以外の公表可能な対象者から段階的に公表することも考えられること。

なお、全国知事会は、上記通知文はガイドラインの趣旨に沿った内容となっていることから「高く評価」し、災害時における安否不明者の氏名等公表に向けた取組を、国と一体となって進める旨の声明を発表している。

4 検討の必要性

行方不明者の氏名等公表については、被災者の救出・救助活動の効率化・円滑化が期待できることや、不確実情報の拡散を軽減し、家族等の混乱を防ぐことができる一方、個人情報保護や遺族・家族等の心情への配慮などの観点から慎重な対応が求められる。

構成府県は、全国知事会がまとめたガイドラインや国の通知を踏まえ、氏名公表の対応について、事前に対応を検討する必要がある。

^

応急対応期オペレーションマップ（１）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援団体、他都道県、国・国出先機関及び広域実動機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目		被災市町村	被災府県
1 生活物資の供給	水の供給	○保存飲料水の供給 ○給水車の派遣 【応援要請】 ◇被災府県及び日本水道協会（府県支部）へ給水の応援を要請（保存飲料水、給水車） 【受援業務】 ◆給水支援の受入、割当	○管内市町村と保存飲料水、医療用水に係る給水調整（給水車の派遣） ○被災市町村への保存飲料水の提供 【広域応援要請】 ◇日本水道協会に給水応援を要請 ◇自衛隊や海上保安庁に応援要請
	食料・救援物資の供給	○食料・物資の必要品目・数量の把握 ○備蓄物資の供出 ○避難者等への食料・物資の配布 ○衛生的な保管環境の整備 ○流通業者への物資供給要請 ※在宅被災者にも留意 【応援要請】 ○食料・物資の供給要請 【受援業務】 ◆応援申し出に対する支援先の調整	○備蓄食料・物資の被災市町村への供出 ○協定事業者への供給要請 ○関西災害時物資供給協議会企業・団体への物資調達、物流等の協力依頼を広域連合へ要請 ○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけ ○支援要請品目以外の必要性にかかる多角的な検討及びその供給 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への備蓄食料・物資の供給要請 ◇必要とされる具体的な物資等の支援要請 【受援業務】 ◆応援物資や炊き出しの申し出に対する支援場所等の特定 ◆救援物資の受け入れ
	物流の調整	○物資集積・配送拠点の開設・運営 ○必要な物資の品目や量の把握できる仕組みの確立（避難所等との連絡調整方法の確立） ○市町村内輸送ルートの確立 ○避難所内での配布方法の確立 ○物資集配にかかる事業者への協力要請 【応援要請】 ◇配送システムの確立に向けたノウハウ等の提供要請 ◇物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 ◆物資集積・配送拠点の開設・運営（再掲） ◆市町村内輸送ルートの確立（再掲） ◆応援職員の配置、職務の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設定、調整会議の開催	○広域的な物資集積・配送拠点の開設・運営 ○被災市町村が必要とする物資の品目や量の把握できる仕組みの確立 ○府県内輸送ルートの確立 ○集配システムの確立に向けた事業者への協力要請 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に対する配送システムの確立・活用に関する要請 ◇物資集積・配送拠点の運営要員の派遣要請 【受援業務】 ◆物資集積・配送拠点の開設・運営（再掲） ◆府県内輸送ルートの確立（再掲） ◆応援職員の配置先の割当 ◆各種応援要員との調整場所の設定、調整会議の開催

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

広域連合・応援府県	他都道府県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
○保存飲料水の提供（管内市町村への要請を含む） ○日本水道協会からの要請に基づき、給水車を派遣 〔広域連合〕 【広域応援・受援調整】 ○保存飲料水について構成府県間で調整	○要請等に基づき保存飲料水を提供、給水車を派遣	〔国土交通省・地方整備局〕 ○日本水道協会を通じ、派遣すべき給水車を調整	○自衛隊や海上保安庁による給水活動
○備蓄食料・物資の供出（管内市町村への要請を含む） ○企業・ボランティア等に対する物資支援や炊き出しの呼びかけと具体的な支援先の調整 ○大量に必要とする物資の府県民からの募集 〔広域連合〕 ○不足についての構成府県間調整 ○関西災害時物資供給協議会企業・団体への物資供給及び物流の協力依頼 ○企業・ボランティア等への応援呼びかけ 【広域応援・受援調整】 ○他都道府県への備蓄食料・物資の供出要請 ○他都道府県に対し、企業・ボランティア等への呼びかけを実施するよう要請 ○国への食料・物資供給要請	○要請に基づき備蓄食料・物資の供出 ○企業・ボランティア等への応援呼びかけ	〔農林水産省・地方農政局〕 ○プッシュ型支援にかかる供給・協力要請 ・災害救助用米穀の供給 ・パン等食料関係業界への出荷要請 〔経済産業省・経済産業局〕 ○プッシュ型支援にかかる生活必需品等関係業界への協力要請	○自衛隊による食料供給活動 ○海上保安庁により物資輸送を支援
○0次拠点を必要に応じて開設・運営 ○被災府県への供給を迅速に行える連絡調整体制の確立 ○被災府県までの輸送ルートの確立 ○物流事業者（トラック協会、海運事業者等）、交通事業者（JR、私鉄、航空会社等）等への配送要請 ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） 〔広域連合〕 【広域応援要請・受援調整】 ◇他都道府県への応援職員派遣要請 ◇国、実動機関（海上保安庁等）、関係業界への支援・協力要請	○物流事業者、交通事業者への配送要請 ○実動機関（自衛隊、海上保安庁）への協力要請 ○要請に基づき応援職員を派遣	〔国土交通省・地方運輸局〕 ○物流事業者、交通事業者への協力要請	○自衛隊、海上保安庁による搬送活動 ○自衛隊による物資集積・配送拠点の運営支援

項目		被災市町村	被災府県
2 被災者の健康対策の実施 (感染症対策、健康・栄養調査、衛生対策等)		○医師等（救護班、地元病院等）による巡回診療 ○保健師等による巡回相談、保健衛生に係る指導 ○歯科衛生士による巡回相談 ○栄養士による巡回相談 ○避難所トイレの衛生保持 ○建物内外の消毒等防疫活動 【応援要請】 ◇保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務の割当 ◆執務場所の確保、調整会議の開催	○医師等（救護班、地元病院等）による巡回診療 ○保健師等による巡回相談、保健衛生に係る指導 ○歯科衛生士による巡回相談 ○栄養士による巡回相談 ○管内市町村への保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣要請 ○保健師、栄養士、歯科衛生士等の配置先・巡回先等に関する調整 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合等への保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の活動市町村の割当
3 生活衛生対策の実施	し尿の処理	○仮設トイレの設置 ○仮設トイレ等の汲み取りの実施 ○仮設トイレ等の衛生の確保（消毒剤の配布、散布等） 【応援要請】 ◇仮設トイレの提供要請 ◇汲み取り作業の支援要請 【受援業務】 ◆仮設トイレ配置場所の調整 ◆汲み取り作業実施場所の割当	○仮設トイレの供給（管内市町村への要請を含む） ○汲み取り作業への応援（管内市町村への要請） 【広域応援調整】 ◇応援府県、広域連合への仮設トイレの供給要請 ◇汲み取り作業への支援要請 【受援業務】 ◆仮設トイレ配置場所の調整 ◆汲み取り作業応援市町村の調整
	入浴の確保	○公共施設、旅館、ホテル等の浴場の開放要請 ○要支援者の移送手段の確保 ○避難所へのシャワーの設置 【応援要請】 ◇周辺地域の施設の浴場の開放要請	○周辺市町村等の公共施設、旅館、ホテル等の浴場の開放要請 ○企業等へのシャワーの提供要請 ○自衛隊による仮設風呂の支援要請
	害虫対策、寒暖対策	○避難所周辺の消毒 ○殺虫剤の配備 ○扇風機、暖房設備等の配備	○必要な資機材の供給
4 広域避難の実施		○被災者の意向把握、広域避難の働きかけ ○広域避難者のとりまとめ、移送 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供（避難者登録システムの活用） 【応援要請】 ○広域避難の受入要請 【受援業務】 ○避難者の移送（再掲）	○被災市町村に対する広域避難の呼びかけ ○受入先の確保 ○管内市町村との受入調整 ○広域輸送手段の確保 ○避難者登録システムの活用 ○広域避難者への生活支援・復旧復興等の情報提供 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への広域避難受入要請 【受援業務】 ◆避難者の移送支援

広域連合・応援府県	他都道府県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
○保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 ○保健師、栄養士、歯科衛生士等の「トバイザ」派遣 ○他都道府県、国への派遣要請	○要請に基づく保健師、栄養士、歯科衛生士等の派遣	〔厚生労働省〕 ○保健師、栄養士、歯科衛生士、DHEAT等の全国的な派遣調整	
○仮設トイレの供給 ○汲み取り作業への応援調整（管内市町村への要請） 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 ○環境省近畿地方環境事務所に對する近畿ブロック及び全国調整等の実施要請	○仮設トイレの供給	〔環境省・地方環境事務所〕 ○必要な資機材の供給調整	
○企業等へのシャワーの提供要請			○自衛隊による仮設風呂の支援
○企業等への支援物資の提供要請			
○広域避難の受入表明 ○公営住宅等の受入施設の確保 ○管内市町村、ホテル・旅館業界、不動産業界等への協力要請 ○学校の受入体制の整備 ○生活、医療、福祉、就労等の情報提供 ○農業者・畜産業者（家畜を含む）の受入体制の構築と情報発信 ○避難者登録システムの導入（管内市町村への要請を含む） 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 ○広域輸送手段確保の調整 ○他都道府県への受入要請	○要請に基づく受入 ○管内市町村等への受入要請 ○避難者登録システムの活用（管内市町村への要請を含む）	〔関係省庁〕 ○全国自治体への受入要請 ○避難者登録システムの導入要請	

項目		被災市町村	被災府県
5	道路等公共土木施設の応急復旧	○管理道路の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 【応援要請】 ◇応援職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当	○管理道路の応急復旧工事の実施 ○管理港湾、管理空港の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 ○被災市町村への職員派遣等の支援 【応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当
	6 ライフラインの応急復旧	電気・ガス・通信の復旧	○被災状況・復旧状況の確認 ○早期対応箇所の要請 ○事業者への道路通行可否やその他復旧のために必要となる情報の提供 ○必要に応じ、ライフラインの迅速な復旧を支援 ○予めリスト化した病院、要配慮者施設に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の稼働状況を確認 ○電源の確保が必要な施設への電源車等の配備先の候補案を作成
		水道の復旧	○被害箇所の確認・点検 ○復旧工事の実施（要員、資機材の確保） 【応援要請】 ◇被災府県、日本水道協会（府県支部）へ復旧工事業務等の応援及び復旧用資機材の供給要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務割当 ◆復旧用資機材の受入、割当
		下水道の復旧	1. 流域下水道が被災した場合（被災自治体となる場合） ○被災状況の調査及び復旧 【支援要請】 ◇日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき下水道対策本部を設置し、支援を要請 【受援業務】 ◆応援隊の受入れに対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料の提供 ・情報提供：現地への交通・アクセス状況、宿泊施設の斡旋、資機材リスト、水・食料事情等 ・資料提供：被災状況、下水道台帳、連絡体制表等 2. 管内市町村の公共下水道が被災した場合（支援自治体となる場合） ○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む） 【支援要請】 ◇日本下水道協会が定めた災害時支援ルールに基づき下水道対策本部を設置し、支援を要請

広域連合・応援府県	他都道府県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
○応援要員の派遣 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他都道府県への応援要請 ○地方整備局への支援要請	○要請に基づく職員の派遣	〔国土交通省・地方整備局〕 ○総合的な輸送ルート復旧計画の策定 ○被災府県、市町村等との復旧計画の調整 ○高速道路無料化の調整 ○港湾の運用計画の立案 ○管理道路の応急復旧工事の実施 ○管理港湾、管理空港の応急復旧工事の実施 ○河川、砂防等管理施設の応急復旧工事の実施 ○緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）の派遣 ○被災府県への応援職員の全国調整	
○被災状況・復旧状況の確認 ○必要に応じて事業者への早期復旧の申し入れ	〔ライフライン事業者〕 ○復旧作業の実施 ○全国の関係事業者への応援要請 ○臨時電話の設置 ○伝言ダイヤル等、安否確認情報の提供	〔経済産業省・経済産業局〕 ○事業者への復旧指導 ○全国の関係事業者への協力要請	
○被災状況の把握 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む）	○要請に基づく応援職員の派遣、資機材の提供	〔 <u>国土交通省・地方整備局</u> 〕 ○被災状況の把握 ○日本水道協会を通じた応援調整 ○ <u>緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）の派遣</u>	
○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む）	○被災状況の調査及び復旧 ○応援職員の派遣、復旧用資機材の提供（管内市町村への要請を含む）	〔国土交通省・地方整備局〕 ○被災自治体及び支援自治体との連携・協力、支援・応援活動等の総合調整 ○下水道対策本部の特別本部員として参画	

項目		被災市町村	被災府県
7 遺体の安置、葬送		○遺体の安置場所の開設、運営（身元不明者にかかる情報把握と遺族への適切な提供） ○火葬等の調整、実施 【応援要請】 ◇火葬の受入を要請 【受援業務】 ◆遺体の搬送手段の確保	○管内市町村との遺体の受入調整 ○搬送方法にかかる支援 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への受入要請
	8 災害ボランティアの受入	○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動推奨 ○ボランティアニーズの把握 【応援要請】 ◇ボランティアの積極的な派遣要請 ◇ボランティアコーディネーターの派遣要請 【受援業務】 ◆災害ボランティアセンターの開設・運営 ◆災害従事車両証明書の発行 ◆ボランティア用資機材の確保	○ボランティアの受入表明 ○被災地外からの自由活動ボランティアの活動推奨 ○ボランティアニーズの把握 ○ボランティア用交通手段の確保（バスの運行等） ○災害ボランティアセンターの開設・運営 ○ボランティアにかかる広報の積極展開 ○コーディネーターの被災地への派遣（管内市町村への要請を含む） ○ボランティア用資機材の供給 【広域応援要請】 ◇ボランティアの積極的な派遣要請 ◇ボランティアコーディネーターの派遣要請 【受援業務】 ◆災害ボランティアセンターの開設・運営（再掲）
9 被災者の生活支援	各種給付の実施	○罹災証明書の発行 ○災害弔慰金の支給 ○災害救助法事務の実施（家屋の応急修理等） ○義援金の受入と被災者への配分 ○生活再建支援金（基礎支援金）の給付 ○被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備 【応援要請】 ◇不足する職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務の割当	○災害救助法の適用 ○義援金の受入、市町村への配分 ○生活再建支援金（基礎支援金）の市町村からのとりまとめ ○被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への職員派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の配置先の割当
	相談窓口の開設	○相談窓口の開設 【応援要請】 ◇不足する職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務の割当	○総合相談窓口の開設 ○被災市町村への職員派遣（管内市町村への要請を含む） 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への職員派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の配置先の割当

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
○広域受入にかかる管内市町村との調整 ○管内市町村による受入 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 ○他都道県、国への受入要請	○要請に基づき管内市町村での受入を調整	〔厚生労働省〕 ○遺体の埋葬方法にかかる規制の弾力運用 ○全国的な受入調整	○行方不明者の捜索、遺体の安置場所への搬送 ○要請に基づく遺体の広域搬送
○ボランティアの呼びかけ、メッセージの発出 ○コーディネーターの派遣（管内市町村への要請を含む） ○ボランティアインフォメーションセンターの設置・運営 ○ボランティアバスの運行 ○ボランティアに関する積極的な広報 〔広域連合〕 ○災害ボランティアのアドバイザー派遣 ○他都道県へのボランティア活動の呼びかけ	○都道県民に対するボランティアの呼びかけ	○国民に対するボランティアの呼びかけ	
○義援金の募集、受入、被災府県への配分 〔広域連合〕 ○災害救助法事務、被災者生活再建支援法事務等にかかる実態に即した提案 ○他都道県への職員派遣要請 ○被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備	○義援金の募集、受入、被災府県への配分 ○（公財）都道府県センターによる生活再建支援金の早期支給 ○要請に基づく応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む）	〔内閣府〕 ○被災者生活再建支援法の柔軟運用、財源措置 ○災害救助法の柔軟運用	
○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 ○他都道県への職員派遣要請	○要請に基づく応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む）		

項目	被災市町村	被災府県
11 学校の教育機能の回復	○被災した学校施設の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保（避難者等との棲み分け） ○応急教育の実施 【応援要請】 ◇応援教員の派遣要請 ◇被災した児童生徒、教員等へのこころのケアの要請 【受援業務】 ◆応援教員の業務分担の割当 ◆応援教員との打合せ会議等の開催	○被災した学校施設の応急復旧・安全確保 ○学習スペースの確保（避難者等との棲み分け） ○応急教育の実施 ○被災市町村への応援教員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○教育復旧のための専門相談要員の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財、博物館等の復旧 【広域応援要請】 ○応援教員の派遣要請 ○こころのケアの専門家の派遣要請 ○災害復旧・復興経験者・専門家の派遣要請 ○文化財復旧等にかかる応援職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援教員の業務分担の割当 ◆教育復旧にかかる打合せ会議・講演会・講習会等の開催
12 災害廃棄物の処理	○環境部局による撤去、収集、分別、処分 ○廃棄物処理業者への処理要請 ○仮置き場の確保 【応援要請】 ◇撤去、収集、分別、処分にに関する広域応援の要請 ◇実行計画策定にかかる職員応援要請 【受援業務】 ◆応援現場等の割当調整	○仮置き場の確保にかかる支援 ○管内市町村の応援にかかる業務分担調整 ○廃棄物処理業者への協力要請と業務分担調整 ○実行計画策定にかかる応援職員の派遣 【広域応援調整】 ◇環境省近畿地方環境事務所、広域連合に対する廃棄物受入要請 ◇被災市町村の実行計画策定業務等への職員派遣要請 【受援業務】 ◆廃棄物受入府県との受入量、方法等に関する調整 ◆応援職員の配置先の調整
13 応急仮設住宅の整備・確保	○空き公営住宅等の活用 ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○建設用地の調査・確保 ○応急仮設住宅必要戸数の調査・確定 ○生き甲斐づくり、コミュニティづくり等良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の策定 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整 【応援要請】 ◇仮設住宅の建設要請 ◇建設用地調査、設計調整等にかかる応援要員の派遣要請 ◇被災市町村外での仮設住宅建設要請 【受援業務】 ◆応援職員の業務割当、調整会議等の開催	○空き公営住宅等の提供（管内市町村への要請を含む） ○空き住宅所有者、不動産事業者等への協力要請 ○借上住宅の確保 ○良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整の提案 ○多彩な建設手法の提案 ○応急仮設住宅の建設 ○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） ○被災市町村外での建設にかかる調整 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合への応援要員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の配置先の調整
14 海外からの支援の受入	○府県災害対策本部との調整	○被災市町村・外務省等との調整

広域連合・応援府県	他都道府県等	国・国出先機関	広域実動機関（消防・警察・自衛隊・海上保安庁）
○応援教員の派遣 ○教育復旧の経験者・専門家の派遣 ○こころのケアの専門家の派遣 ○文化財復旧等の要員の派遣 ○「被災地学び支援派遣等枠組み」（D-EST）による教職員等の派遣 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 ○教育復旧にかかるアドバイザーの派遣 ○他都道府県、国への応援要請	○要請に基づき必要な人材の派遣 ○「被災地学び支援派遣等枠組み」（D-EST）による教職員等の派遣	〔文部科学省〕 ○応援教員、専門家等にかかる全国調整 ○「被災地学び支援派遣等枠組み」（D-EST）による文部科学省職員の派遣並びに学校支援チーム及び応援教職員・スクールカウンセラーの派遣調整	
○廃棄物の受入（管内市町村への要請を含む） ○応援職員の派遣 〔広域連合〕 ○廃棄物の受入、職員の派遣等について、不足する場合の構成府県間調整 ○災害廃棄物担当のアドバイザー派遣 ○環境省近畿地方環境事務所に對する近畿ブロック及び全国調整等の実施要請	○要請に基づく廃棄物の受入、応援職員の派遣	〔環境省・地方環境事務所〕 ○特定大規模災害の発生後、廃棄物処理法の基本方針に則り、災害廃棄物処理に関する指針を策定 ○廃棄物の地域ブロック及び全国的な受入に関する調整 ○廃棄物処理制度の柔軟運用 ○必要な資機材の供給調整	○自衛隊による災害廃棄物の収集、運搬
○応援職員の派遣（管内市町村への要請を含む） 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 ○応急仮設住宅担当のアドバイザー派遣 ○良好な生活環境をもった仮設住宅団地計画の提案 ○コミュニティを維持できる方法での入居調整の提案 ○多彩な建設手法の提案 【広域応援・受援調整】 ○他都道府県への職員派遣要請	○要請に基づく応援職員の派遣	〔国土交通省・地方整備局〕 ○応援職員の派遣にかかる全国調整 ○空きUR住宅、空き国家公務員住宅等の提供 ○プレハブ協会等業界に對する早期供給要請	
○被災府県、外務省との調整		〔外務省〕 ○受入計画の作成 ○広域連合・被災府県・市町村との調整	

3 復旧・復興シナリオ

災害からの復旧・復興は、被災地自らが将来の目標像を定め、そこに至るシナリオを描くことが必要である。

一方、大規模災害にあつては、復旧・復興に広域的な視点が欠かせず、被災からの復旧・復興経験やそれによって培われたノウハウは、被災地の早期復旧・復興に向け参考となる。

国においては「大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年度施行）」に基づき、被災地域の意向を十分踏まえ、復興基本方針を策定するが、広域連合は、この復興基本方針を踏まえ、必要に応じて関西全域の復興指針を示すとともに、阪神・淡路大震災等の復興ノウハウを提供する。

3-1 復興戦略の策定

複数の構成府県に被害を及ぼし、関西が壊滅的被害を受けるような大規模広域災害において、広域連合は必要に応じて、関西全体の将来像を見据え復興の指針となる「関西復興戦略」として、中長期を見据えた「基本戦略」及び急施を要する「緊急復興戦略」を策定する。

(1) 関西復興戦略の策定方針

関西全体の復興イメージを「基本戦略」として打ち出し、構成団体はこの戦略を共有し、震災以前の状態を回復するだけでなく、新たな視点から地域を再生すること（「創造的復興」）を目指す。

また、インフラ・まちづくり、住宅及び産業・農林水産分野等で急施を要する分野について、広域連合は、「緊急復興戦略」を策定し、その戦略と整合を図りつつ被災府県は復興方針等を策定し、早期復旧・復興を目指す。

(2) 策定手順

「関西復興戦略」は、構成団体の主体的な参画に加え、被災者、各分野にわたる有識者、市民団体等、多様な価値観を持った様々な主体の参画を得て策定する。

(3) 策定体制

① 復興戦略本部の設置

広域連合は、著しい被害を受けた地域の復興を総合的に支援する必要があると認めるときは、被災後、早期に復興戦略本部を設置し、被災地の復旧・復興支援に関する広域連合としての方針を示す「関西復興戦略」を策定するとともに、被災地に対する各種支援を調整する。

- 構成員：構成団体の長
- 事務局：広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ
- 機能：
 - ・ 関西復興戦略（基本戦略・緊急復興戦略）の策定方針の決定
 - ・ 関西復興戦略（基本戦略・緊急復興戦略）の策定・決定
 - ・ 被災府県への復旧・復興支援に関する構成団体間調整
 - ・ 復旧・復興支援に関する他ブロック都道県との調整 等

② 復興戦略会議の設置

復興戦略本部のもとに、学識経験者や関係団体等により構成し、専門的な立場から被災地の復旧・復興のあり方に関する提言・助言を行う復興戦略会議を設置する。

なお、各分野における「緊急復興戦略」の検討にあたっては、必要に応じて、復興戦略会議のもとに各分野ごとの専門部会を設置し検討する。

- 構成員：学識者、関係団体 等
- 事務局：広域連合本部のもとに別途検討組織を立ち上げ
- 機能：
 - ・ 復興課題の整理
 - ・ 目標の明確化
 - ・ 復興に関する意見集約、調整
 - ・ 基本戦略及び緊急復興戦略の策定にかかる提言 等

<関西復興戦略（基本戦略）の構成イメージ>

区 分	内 容
基本理念	関西の復興にかかる基本理念を表現 (被災住民が復興への意欲を持ち、すべての住民が共感できるものとする。)
目標像	関西の復興目標をわかりやすい言葉で表現 (被災状況に応じて、中長期的な関西のあり方まで視野に入れた地域の未来像を提示し、地域住民との共有を図る。)
基本方向	(復興に向けて重点となる柱(分野)を整理)
①生活	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・被災医療機関・社会福祉施設等の早期機能回復 ・保健・医療・福祉の確保 ・高齢者等の自立支援(高齢者の見守り体制構築等) ・障害者への支援(多様な障害特性に対応した障害者支援体制構築) ・被災者の生活相談、心のケア、資金面からの支援 ・教育・文化対策(教育環境の確保、防災学習等) ・地域コミュニティの再生・活性化 ・ボランティア・NPO活動促進 等
②まちづくり	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・土地利用の再編等を速やかに実現できるしくみづくり ・建築制限の実施 ・住民主体のまちづくり ・歴史文化の厚み ・府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・交流ネットワーク ・防災・減災先進地 ・学術研究基盤 ・エネルギー革新の拠点 ・持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの創出 ・都市の連たん豊かな自然 ・アジアとの交流 等
③住宅	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・自力再建に関する支援・情報提供 ・民間住宅の再建・供給支援 ・早期の公的恒久住宅の供給 等

	④インフラ	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・公共土木施設、ライフラインの早期復旧 ・災害に強い交通ネットワークの構築 ・防災基盤の整備 等
	⑤産業・農林水産業	(復興に向けた分野ごとの目標を端的に表現) ・直接、間接の被災企業支援（仮設店舗・工場提供、相談体制確立、サプライチェーンの回復等） ・空洞化対策 ・技術革新の促進 ・新産業創出の拠点整備 ・モノづくりセンター ・競争力のある農林水産業 ・農地のがれき除去・除塩 ・農地・農業用施設、漁港施設等の復旧 ・農林水産業者への経営・金融相談 ・農林水産業への企業参入 ・観光振興 ・雇用の確保 等

<関西復興戦略（緊急復興戦略）の構成イメージ>

分野	項目	内容
インフラ	計画期間	3カ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	府県民の生活や産業活動の基盤となる道路、鉄道、港湾などの早期回復を図るとともに、災害に強く安心して暮らせる都市づくりを目指し、関西として急施を要する復興事業を示す緊急インフラ整備戦略を策定する。
	事業計画	(1) 緊急復興事業 関西の主要な道路、鉄道、港湾等の交通施設等の復興事業 (2) 緊急防災まちづくり事業 関西の被災市街地、地域の核、広域防災帯、広域防災拠点、ライフライン等の整備事業 (3) 戦略的基盤整備事業 関西全体を災害に強い地域とするための戦略的整備事業
住宅	計画期間	3カ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	震災により失われた住宅ストックを早期に回復し、将来に向けて災害に強く、高齢者等にも配慮した安全で恒久的な住宅を関西全体として供給していくために、緊急住宅復興戦略を策定する。
	事業計画	(1) 住宅供給方針 防災性に配慮した人にやさしい住まいづくりをめざし、関西全体としての住宅供給方針を示す。 (2) 供給計画 関西全体としての住宅供給計画を示す。 (3) 住宅供給のための施策 関西全体で取り組む住宅供給施策を示す。 (例) 民間住宅の再建支援、被災地の面的整備に伴う住宅建設、自力再建に関する支援・情報提供、行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談（自立のための環境整備）

分野	項目	内容
産業・農林水産業	計画期間	3 カ年
	対象地域	関西全体の地域
	策定趣旨	関西の既存産業・農林水産業の一日も早い復旧・復興を図るとともに、技術革新により持続的発展することにより被災地の本格復興の足固めを行うため、緊急産業・農林水産業復興戦略を策定する。
	事業計画	(1) 産業・農林水産業復興の基本方針 関西全体の早期の復興を成し遂げるため、緊急産業・農林水産業復興戦略の基本方針を示す。 (2) 復興施策 原状復旧に加え、持続的発展を可能にするため、関西全体で取り組む復興施策を示す。 (例) 被災企業への資金供給、被災地での資金循環、被災地域の産業の高度化を推進する新産業の創出、被災地の雇用確保、物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営の安定化、競争力のある農林水産業、農地・農業用施設、漁港施設等の復旧等

<参考>

○ 阪神・淡路大震災（阪神・淡路震災復興戦略ビジョン）

- 1 策定時期：平成 7 年 3 月 30 日（発災後 2 か月半）
- 2 事業期間：10 年間（平成 7 年度～平成 16 年度）
- 3 基本理念：①災害に強いまちづくり
②近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちづくり
③既存産業が新生し、次世代産業もたくましく活動する生き生きしたまちづくり
④世界に開かれた、文化豊かなまちづくり

4 内 容

(1) 戦略的復興事業

- ① 住宅の建設による生活再建
- ② 事業再開と「国際経済文化アクセスゾーン」の整備による産業復興
- ③ 都市インフラストラクチャーの復興

(2) 復興促進事業

- ① 新しい住まいとまち並みをつくる－住宅復興事業
- ② 既存産業が新生し、次世代産業がたくましく活動して、生き生きと働けるまちをつくる－産業・雇用復興事業
- ③ 近隣が助け合い、安心して暮らせる福祉のまちをつくる－保健・医療・福祉復興事業
- ④ 世界に開かれた、文化豊かなまちをつくる－阪神・淡路文化復興事業
- ⑤ 災害に強いまちをつくる－防災都市基盤整備事業

○ 東日本大震災（復興への提言～悲惨の中の希望～）

- 1 策定時期：平成 23 年 6 月 25 日（発災後 3 か月半）
- 2 基本理念：復興構想 7 原則

原則 1：失われたおびたしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。

原則 2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。

原則 3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、来たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。

原則 4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。

- 原則 5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。
- 原則 6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくる。
- 原則 7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

3 内 容

- (1) 新しい地域のかたち
- (2) くらしとしごとの再生
- (3) 原子力災害からの復興に向けて
- (4) 開かれた復興

○ 熊本地震（平成 28 年熊本地震からの復旧・復興プラン）

- 1 策定期間：平成 28 年 8 月（発災後 4 か月）
- 2 基本理念：県民の総力を結集し、将来世代にわたる県民総幸福量を最大化する

3 内 容

- (1) 安心で希望に満ちた暮らしの創造～安心・希望を叶える～
- (2) 未来へつなぐ資産の創造～未来の礎を築く～
- (3) 次代を担う力強い地域産業の創造～地域の活力と雇用を再生する～
- (4) 世界とつながる新たな熊本の創造～世界に挑み、世界を拓く～

<参考>阪神・淡路大震災の緊急復興計画

○ 阪神・淡路大震災復興計画緊急インフラ整備 3 カ年計画

- 1 策定期間：平成 7 年 11 月
- 2 計画期間：平成 7 年度～平成 9 年度
- 3 対象地域：兵庫県内の 10 市 10 町（復興事業の内容は被災市町を越えた地域も含む）
- 4 事業計画
 - (1) 緊急復興事業
 - ① 主要交通網の復興
 - ② みなと神戸の復興
 - (2) 緊急防災まちづくり事業
 - ① 被災市街地の整備
 - ② 新しい都市核の建設
 - ③ 広域防災帯の整備
 - ④ 広域防災拠点等の整備
 - ⑤ 市街地防災強化街路ネットワーク形成のための街路等の整備
 - ⑥ ライフラインの整備
 - (3) 戦略的基盤整備事業
 - (4) 推進の基本的方向

○ ひょうご住宅復興３ヵ年計画

- 1 策定時期：平成７年８月
- 2 計画の内容
 - ① ひょうご住宅復興３ヵ年計画の基本的な考え方
 - ② 供給方針
 - ③ 供給計画
 - ア) 全体計画
 - イ) 公的住宅地域別供給計画
 - ④ 計画実現のための主要な施策
 - ア) 災害復興（賃貸）住宅の供給促進
 - イ) 民間住宅の再建支援
 - ウ) その他の支援策
 - ⑤ ひょうご住宅復興３ヵ年計画主要施策一覧表

○ 産業復興３ヵ年計画

- 1 策定時期：平成７年８月
- 2 計画の内容
 - ① 産業関連基盤の早期復旧及び本格的整備・高度化
 - ② 被災企業の早期事業再開支援及び既存産業の再建・再構築
(被害実態の把握と相談指導・支援体制の確立、金融面・税制面の支援、事業の場の確保等、既存産業の高度化・新分野進出支援)
 - ③ 成熟社会に相応しい新産業の導入・育成
 - ④ 高度情報通信基盤の整備と情報通信関連産業の振興
 - ⑤ 産業配置と広域的連携
 - ⑥ 世界都市機能の拡充
 - ⑦ 雇用安定への支援及び産業の復興と高度化に対応した人材育成

3-2 被災自治体の復興業務への支援

被災自治体では、総合的な復興計画や分野ごとの緊急復興計画の策定をはじめとする復興業務が発生する。広域連合は、必要に応じ、広域防災局が他の分野局との連携のもと、職員派遣や専門家の紹介等を通じ、業務の支援を行うとともに、ノウハウの提供や政府等への提言を行う。

大規模な災害からの復興は、あらゆる分野において必要になる。そのうち、主要な分野の復興に向けての視点・課題・シナリオについて、以下に例示的に示すとともに、阪神・淡路大震災における取組内容等を参考として掲載する。

(1) 国等への提言等

広域連合は、東日本大震災に際して行った以下の提言を参考に、復旧・復興を促進するための施策や財政上の措置等国や被災地に対する提言のとりまとめ及び発信を行う。

加えて、鉄道、高速道路、電気、ガス等のライフライン事業者に対し、被災した施設の早期復旧を働きかける。

(東日本大震災における広域連合による提言(～平成23年度))

- ・ 3/29 東日本大震災に関する緊急提案(第1次)
- ・ 4/4 農畜産物等食の安全確保等について
- ・ 4/19 復興を支えるための観光推進に関する緊急要望
- ・ 4/28 東日本大震災に関する緊急提案(第2次)
- ・ 4/28 首都機能バックアップ構造の構築に関する提言
- ・ 7/5、11/21 平成24年度国の予算編成等に対する提案

(2) 主要分野の復興に向けた視点と課題

分野	視点	想定すべき課題例
インフラ・まちづくり	・ 災害に強いインフラの創出 ・ 住民参加のもと災害に強く安心して暮らせるまちづくり	・ 主要交通施設(道路、鉄道、港湾等)の整備 ・ ライフラインの早期復旧と耐震強化等による整備 ・ 防災基盤の整備 ・ 市街地の復興 ・ 府県民、企業、市町村、国等との協働と連帯によるまちづくり ・ 減災のまちづくり ・ 持続的発展が可能なまちのにぎわいづくりの専門家、コンサルタントの参画
住宅・生活復興	・ 被災した住宅を早期に回復し災害に強い恒久的な住宅供給を図る ・ 被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図る	・ 早期の恒久的住宅建設 ・ 入居者の生活環境に配慮した公的賃貸住宅の提供 ・ 民間住宅の再建支援 ・ 被災地の面的整備に伴う住宅建設 ・ 個人の責任や共助による生活復興 ・ 行政による公的融資や助成、情報提供・指導・相談(自立のための環境整備) ・ 自力復興が困難な被災者への直接支援(医療・福祉の提供)

分野	視点	想定すべき課題例
産業・農林 水産業	- 被災地の未来を見据えた競争力のある産業の復興 - 被災した農林水産業従事者の速やかな生活再建と府県民への生鮮食品の安定供給促進	- きめ細かい中小企業・地場産業への支援による復興 - まちづくりと地域住民が一体となった地域産業（商店街・小売市場）の復興 - 観光復興 - 被災企業への資金供給、被災地での資金循環 - 規制緩和や税の優遇措置等を求めるエンタープライズ・ゾーン構想 - 被災地域の産業の高度化を推進する新産業の創出 - 被災地の雇用確保 - 新たな支援制度による生産力の回復 - 物流の安定や物流ルート情報の提供等による経営の安定化

(3) 主要分野の復興シナリオ

① インフラ・まちづくり

区 分		緊急・応急対応期 〔 発災直後～避難所期 (約6ヵ月) 〕	復旧期 〔 仮設住宅期 (6ヵ月後～2年後) 〕	復興前期 〔 恒久住宅移行期 (2年後～5年後) 〕
インフラの 復旧状況	電 気	————→ 復旧完了		
	ガ ス	————→ 復旧完了		
	水 道	————→ 復旧完了		
	下水道	————→ 復旧完了		
	電 話	————→ 復旧完了		
	道 路	————→ 高速道路全線復旧		
	鉄 道	————→ 全鉄道復旧完了		
まちづくり		建築制限（発生から最大2ヶ月） 都市計画決定（被災市街地復興推進地域） 都市計画決定（土地区画整理事業等） 土地区画整理事業・市街地再開発事業の施行		
求められる 取組		- まちづくり復興計画の策定（被災自治体） - インフラ整備計画の策定（被災自治体） - 上記計画策定支援（広域連合）		

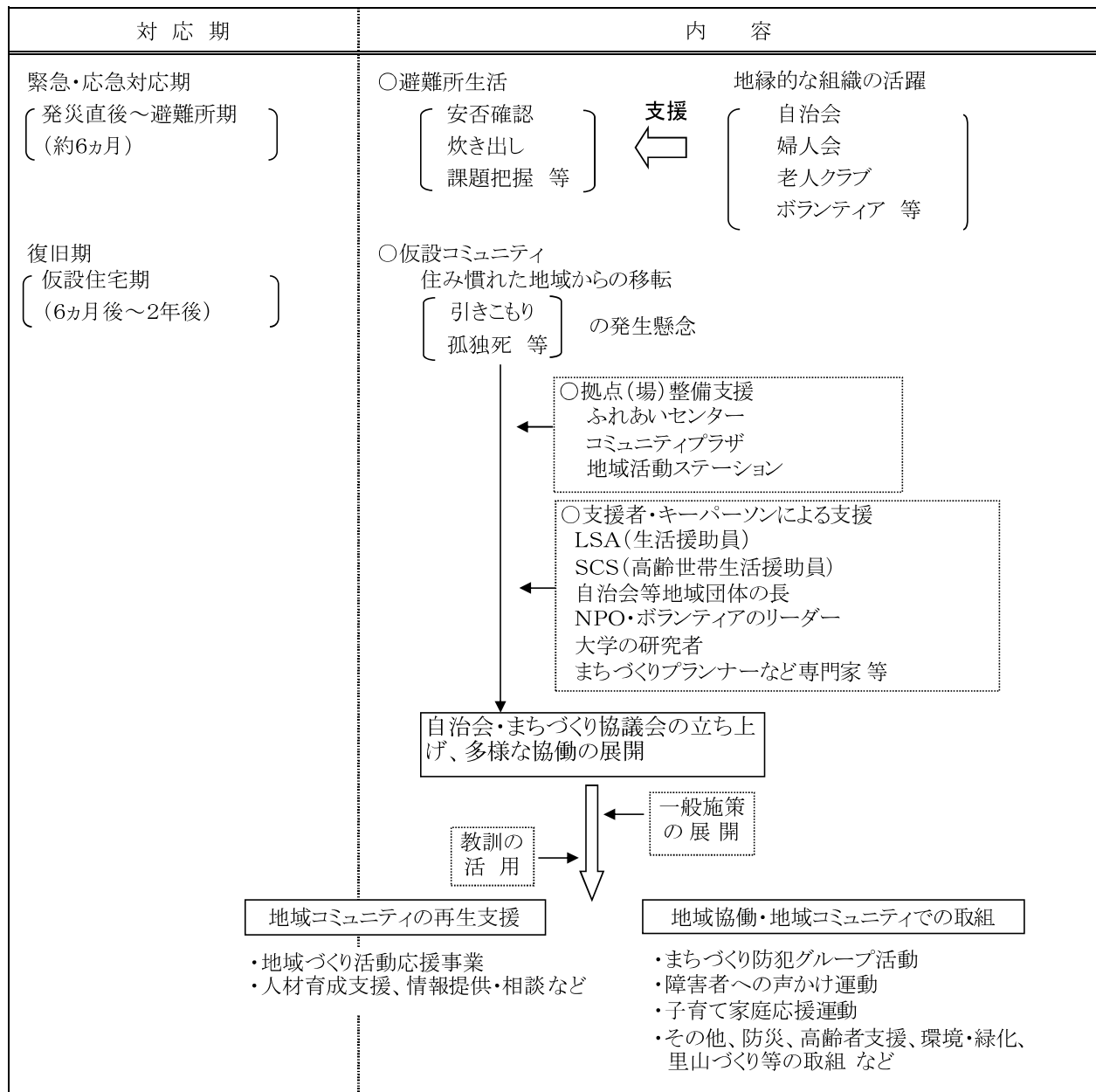
② 住宅・生活

区分		緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期〕 (約6ヵ月)	復旧期 〔仮設住宅期〕 (6ヵ月後～2年後)	復興前期 〔恒久住宅移行期〕 (2年後～5年後)
被災者の状況	住まい	- 被災者避難所に避難 - 応急仮設住宅建設 - 応急仮設住宅募集開始 - 応急仮設住宅へ移行 - 被災住宅の災害廃棄物処理完了 - 恒久住宅再建 - 恒久住宅へ移行		
	生活資金確保	- 義援金(第一次)受領 - 義援金(第二次)受領 - 災害弔慰金・災害見舞金の受領 - 災害援護資金等の各種貸付金の活用 - 生活再建支援金の受領		
	くらし	- 再就職先探し - 高齢者等の生きがい発掘		
求められる取り組み		避難所運営支援(府県、広域連合) 応急仮設住宅の早期建設のための支援(府県、広域連合) 生活資金給付の早期処理のための市町村行政支援(府県、広域連合) 被災者ニーズに応じた資金供給策の実施(府県) 被災地雇用確保の実施(府県、広域連合) ○住宅復興計画の策定(府県) ○同計画策定支援(広域連合)		

③ 産業・農林水産業

	緊急・応急対応期 〔発災直後～避難所期〕 (約6ヵ月)	復旧期 〔仮設住宅期〕 (6ヵ月後～2年後)	復興期 〔本格復興期〕 (2年後～)
工場	○元の工場で操業ができない 避難所 避難生活の段階から操業の再開・再建に向けた取組を開始 ⇒ 応急的な工場等の確保 ・賃貸工場での操業 ・空き工場での操業開始 ・自力仮設工場の建設 ・公的仮設工場への入居 ⇒ 本格的な工場等の再建 ・工場の再建 ・本設工場への入居 ・本格操業の再開 ⇒ 地域産業の復興 ○修理すれば操業できる 工場等の応急修理 → 工場等の本格修理		
商店街	○元の店舗で操業ができない 避難所 避難生活の段階から営業再開・商店街再建に向けた取組を開始 ⇒ 応急的な店舗等の確保 (仮設であっても街としての形成が重要) ・露店、屋台等での営業再開 ・空き店舗等での営業再開 ・自力仮設店舗の建設 ・公的仮設店舗への入居 ⇒ 本格的な店舗等の再建 ・店舗、共同施設の再建 ・本設店舗への入居 ・本格営業の再開 ⇒ 商店街の復興 ○修理すれば営業できる 店舗の応急修理 → 店舗等の本格修理		
農林水産業	○元の農地等で再建できない 避難所 避難生活の段階から生産再開に向けた取組を開始 ⇒ 代替農地等の確保・貸付 ・共同施設・園芸農業施設、生産物加工共同施設等の代替 施設整備と貸付等 ⇒ 農林水産業の復興 ○農地・農業用施設等を復旧できる 農地等の応急復旧 → 農地等の本格復興		
求められる取組	○緊急産業復興計画の策定(府県) ○緊急農業復興計画の策定(府県) ○上記計画策定支援(広域連合)		

④ 地域コミュニティ再生・構築



復旧・復興オペレーションマップ（1）

このオペレーションマップは、大規模広域災害発生時に被災市町村、被災府県、広域連合・応援団体、他都道府県及び国・国出先機関が、相互に連携しながら対応すべきことを災害対応項目ごとに示したものである。

項目	被災市町村	被災府県
1 復興計画の策定・復興財源の確保	○復興計画の策定（関係会議の開催、有識者からの意見聴取、施策ニーズの調査等） ○復興予算の編成 ○きめ細かな復興施策の推進 ○復興財源の確保要請 ○復興施策の国・府県への提案 ○緊急インフラ整備計画の策定 ○まちづくり復興計画の作成 ○市町村住宅復興計画の策定 ○産業復興計画の策定 【応援要請】 ◇復興計画等の策定に係る専門家の派遣要請	○復興ビジョン、復興方針等の策定（関係会議の開催、有識者からの意見聴取、施策ニーズの調査等） ○復興予算の編成 ○復興基金の造成 ○きめ細かな復興施策の推進 ○復興計画策定に係る専門家の派遣 ○復興財源の確保にかかる国への要請 ○復興施策の国への提案 ○緊急インフラ整備計画の策定 ○住宅復興計画の策定 ○産業・農林水産業復興計画の策定 【広域応援要請】 ◇復興ノウハウの提供要請 ◇応援府県、広域連合に復興計画等の策定支援のための職員派遣を要請
2 インフラ施設等の復旧・復興	道路・鉄道・港湾・空港・河川・漁港等の復旧	○府県管理の道路・港湾等の復旧 ○被災市町村への応援職員を派遣 ○管内市町村と応援職員派遣を調整 ○早期復旧に向けた国への要望 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務の割当
	まちづくり	○土地区画整理事業の実施 ○市街地再開発事業の実施 ○被災市町村への応援職員の派遣 ○管内市町村と応援職員の派遣を調整 ○復興基金を活用して、被災地のにぎわいづくり施策を支援 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に応援職員派遣を要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務割当

凡例 ○：対応業務、◇：応援要請業務、◆：受援業務

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関
○被災府県の復興方針等を策定するため、応援職員を派遣 〔広域連合〕 ○関西復興戦略の策定（復興戦略会議の開催） ○国への施策・制度の提案 ○被災地への復興施策の提案 ○復興戦略会議を開催し、関西復興戦略「基本戦略」と「緊急復興戦略」を策定	—	○復興基本方針の策定 ○復興関連制度の創設、立法化 ○復興関連予算の編成 〔地方運輸局〕 ○被災自治体の復興計画策定支援
○応援職員を派遣 〔広域連合〕 ○早期復旧に向けた国への要望 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他都道県、地方整備局又は地方農政局に応援職員の派遣を要請	○要請に基づく応援職員の派遣	〔国土交通省・地方整備局〕 ○直轄施設の復旧 ○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整 〔航空局〕 ○直轄施設の復旧 〔農林水産省・地方農政局〕 ○管理施設の復旧 ○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整
○応援職員を派遣 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 【広域応援・受援調整】 ○他都道県又は地方整備局に応援職員の派遣を要請	○要請に基づき、応援職員を派遣	〔国土交通省・地方整備局〕 ○財政措置 ○被災府県への応援職員の派遣及び他都道県への調整

項目		被災市町村	被災府県
3 恒久住宅への移行支援		○災害公営住宅の整備・供給 ○被災者への住宅復興支援を展開 【応援要請】 ◇災害公営住宅整備・供給に係る応援職員の派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務割当	○災害公営住宅の整備・供給 ○復興基金を活用して、被災者の住宅復興支援策を展開 ○被災市町村の災害公営住宅建設に係る応援職員派遣及び管内市町村との調整 【広域応援要請】 ◇応援府県、広域連合に災害公営住宅整備・供給のため応援職員派遣要請 【受援業務】 ◆応援職員の受入、業務割当
4 生活再建支援	被災者生活再建支援金	○被災者生活再建支援金（加算支援金）の請求のとりまとめ	○被災者生活再建支援金（加算支援金）の市町村からの請求のとりまとめ
	被災者の生活再建支援策の実施	○被災者の支援ニーズの把握 ○被災者の生活再建のための支援策を実施 ○被災者への生活再建支援メニュー等の情報を支援員やマスコミ、ホームページを活用して提供 ○地域主体の高齢者見守り活動の推進	○被災者の支援ニーズの把握 ○復興基金を活用して、被災者ニーズに合った被災者の生活再建支援策を実施 ○被災者への生活再建支援メニュー等の情報を支援員やマスコミ、ホームページを活用して提供 ○市町村が実施する支援策をフォローアップ ○復興基金を活用して、被災市町村の高齢者見守り施策を支援
5 経済・雇用再生		○中小企業、地場産業への支援策の実施 ○被災企業への資金供給支援策の実施 ○雇用確保策の実施	○被災市町村が行う中小企業への資金供給支援策の支援 ○被災企業への資金供給支援策の実施 ○被災府県としての雇用確保策の展開

広域連合・応援府県	他都道県等	国・国出先機関
○被災府県の災害公営住宅整備・供給支援を行うため応援職員を派遣 〔広域連合〕 ○不足する場合の構成府県間調整 【応援要請・受援調整】 ○他都道県又は地方整備局に応援職員の派遣を要請	○要請に基づき、応援職員を派遣	〔国〕 ○財政措置 〔国土交通省・地方整備局〕 ○被災府県の災害公営住宅整備・供給を行うための応援職員の派遣及び他都道県への調整 〔財務局〕 ○災害公営住宅の建設予定地の提示
〔広域連合〕 ○被災府県の請求とりまとめ状況及び支給状況の確認	○（公財）都道府県センターは生活再建支援金（加算支援金）を早急に審査し支給	〔国〕 ○財政措置
〔広域連合〕 ○被災府県の生活再建支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信	—	〔国〕 ○財政措置
〔広域連合〕 ○被災府県等の中小企業支援メニューをとりまとめ、ホームページなどにより情報発信	—	〔経済産業局〕 ○被災地の復興支援

(参考) 阪神・淡路大震災からの復興における取組

1 阪神・淡路大震災における兵庫県の生活再建のための経済的支援

支援項目	支援内容等
給付金	・災害弔慰金（災害弔慰金法） ・災害障害見舞金（災害弔慰金法） ・被災者自立支援金（基金） ・府県、市町村独自の見舞金等
貸付	・災害援護資金貸付（災害弔慰金法） ・生活福祉資金貸付（厚生省通知等） ・母子・寡婦福祉資金貸付（母子及び寡婦福祉法） ・府県、市町村独自の貸付制度
各種減免・猶予等	・国税の軽減・減免（所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税）（所得税法、災害減免法） ・国税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（国税通則法、災害減免法） ・地方税の軽減・免除（地方税法） ・地方税の申告、納付等の期限延長・納付猶予（地方税法） ・国民健康保険、介護保険等の納付等の期限延長・徴収猶予（国民健康保険法、介護保険法） ・各種免許証の有効期限延長等（特定非常災害特例措置法） ・公共料金の減免等 ※ ライフライン事業者等による各種料金の減免に必要な情報提供について配慮する。

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

2 阪神・淡路大震災における兵庫県の雇用の維持・確保対策

支援項目	支援内容等
雇用維持	・事業者等への雇用維持の要請及び支援策の周知 ・雇用調整助成金制度等の活用 ・生涯能力開発給付金制度の活用 ・中小企業事業転換等能力開発給付金制度の活用 ・労働保険料未納事業主の徴収延期措置
離職者支援	・被災地しごと開発事業（基金） ・就職斡旋の推進（合同就職説明会の開催等） ・被災者雇用奨励金の支給（基金） ・震災失業者雇用奨励金の支給（基金） ・特定求職者雇用開発助成金制度の特例措置の活用 ・雇用・労働相談窓口の開設 ・被災地求職者に対する特別訓練 ・いきいき就労特別訓練（基金） ・被災地求職者企業委託特別訓練（基金） ・雇用保険求職者給付（雇用保険法） ・雇用保険求職者給付の特例措置（事業者の休・廃止により賃金を受けとることができない場合の失業扱い） ・労災補償・公務災害補償（労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償法） ・緊急地域雇用創出特別交付金の活用 ・未払賃金立替制度の活用 ・生活福祉資金離職者支援資金貸付
義援金	・義援金の支給 ・義援金の受付 ・義援金の配分の決定 ・義援金配分委員の設置 ・義援金の交付受付

3 阪神・淡路大震災における兵庫県の住まいの確保対策

支援項目	支援内容等
被災住宅の応急修理	・災害救助法による民間住宅の応急修理支援の実施 ・被災者が自力で実施する応急修理支援 ・悪徳業者への注意喚起、価格監視
持ち家の建替・購入・修繕支援	・建替・購入支援 ・住宅金融支援機構融資 ・被災者住宅購入支援事業補助（基金） ・被災者住宅再建支援事業補助（基金） ・府県・市町村単独融資制度 ・県・市町単独住宅融資利子補給（基金） ・隣地買増し宅地規模拡大支援利子補給（基金） ・定期借地権方式による住宅再建支援事業補助（基金） ・高齢者住宅再建支援事業補助（基金） ・高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給（基金）
	・補修支援 ・住宅金融支援機構融資 ・大規模住宅補修利子補給（基金）
	・被災マンション向け支援 ・被災マンション建替支援利子補給（基金） ・被災マンション共用部分補修支援利子補給（基金） ・民間住宅共同化支援利子補給（基金） ・小規模共同建替等事業補助（基金）
	・宅地防災工事支援 ・宅地防災工事融資利子補給（基金） ・被災宅地二次災害防止対策事業（基金）
	・二重ローン対策 ・住宅債務償還特別対策（基金）
民間賃貸住宅等入居支援	・民間賃貸住宅家賃負担軽減事業（基金）
一時提供住宅の供給	・公営住宅等への一時入居 ・民間賃貸住宅の借上
応急仮設住宅の建設	・建設可能用地の確保 ・応急仮設住宅等の建設 ・維持管理体制の構築・住環境の改善 ・巡回相談、見守り活動等の実施
仮設住宅からの移転(災害公営住宅への円滑な移行促進等)	・住み替え情報の提供及び相談対応 ・住み替え支援策の実施 ・災害公営住宅入居予定者事前交流事業（基金） ・公営住宅入居待機者への家賃・移転費の補助（基金） ・持ち家再建待機者への家賃・移転費の補助（基金）

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

4 阪神・淡路大震災における兵庫県の保健・医療・福祉サービスの提供

支援項目	支援内容等
医療・保健対策	・地域医療体制の確立 ・仮設診療所・巡回移動診療所の設置 ・医療施設の早期再建 ・保健対策 ・避難所・全戸家庭訪問等による健康調査・健康相談の実施 ・応急仮設住宅等への巡回健康相談の実施 ・アルコールリハビリテーション事業（基金） ・仮設住宅、復興公営住宅への健康アドバイザーの派遣（基金） ・仮設住宅入居者の健康づくり支援事業（基金）
福祉対策	・社会福祉施設の機能回復・再建 ・在宅福祉サービス（要援護者の把握、支援体制の整備、施設等への一時入所） ・見守り活動の推進（LSA（生活援助員）・SCS（高齢世帯生活援助員）による安否確認、交流事業の実施、保健師と連携した家庭訪問、健康教室の実施等） ・生活保護（仮設住宅等へのケースワーカーの巡回訪問、生活保護制度の周知）
高齢者等の見守り活動の実施	・高齢世帯生活援助員の設置等（基金） ・高齢世帯生活援助員の設置 ・地域見守りネットワーク会議の開催 ・夜間・休日見守り安心システムの設置 ・ラジオによる被災高齢者等への語りかけ ・高齢者自立支援ひろばの設置
こころのケア対策	・こころのケアに関する相談窓口の設置 ・巡回相談の実施 ・こころのケアセンターの設置・運営（基金）

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

5 阪神・淡路大震災における兵庫県の被災児童・生徒への対策

支援項目	支援内容等
学校の早期再開	・教育施設の復旧 ・仮設校舎の建設
相談体制の整備	・電話教育相談の開設
修学支援	・授業料等の軽減 ・学用品の支給 ・奨学金等の支給
被災児童・生徒のこころのケア支援	・被災児童・生徒のこころのケア ・教職員等へのこころのケア研修の実施

6 阪神・淡路大震災における兵庫県の地域づくり活動支援

支援項目	支援内容等
仮設住宅等における コミュニティ支援	・集会所の整備 ・住宅共同施設維持管理費補助（基金） ・仮設住宅スポーツ遊具の設置（基金） ・自治会の結成支援 ・見守り活動等の実施 ・交流イベントの実施
地域コミュニティの 維持・活性化	・地域づくり活動に対する助成（基金） ・地域づくり活動サポーターの設置（基金） ・高齢者向け講座の開設（基金） ・被災者参加のフリーマーケット開催（基金） ・高齢者語り部・昔のあそび伝承事業（基金） ・地域集会所の再建（基金）
地域の復興を住民自 ら考え、提案できるし くみの導入	・まちづくりアドバイザーの派遣（基金） ・まちづくりコンサルタントの派遣（基金） ・まちづくり協議会等への活動費助成（基金） ・まちのにぎわいづくりのための一括助成（基金）
行政と被災者をつな ぐしくみづくり	・被災者と行政をつなぐ第三者機関の設置 （被災者復興支援会議の設立等）
ボランティア活動の 促進	・ボランティアセンターの設置 ・災害復興ボランティア活動補助（基金）
多様な主体のパートナ シップによる被災者支援	・住民の力を結集した支援の実施（生活復興県民ネットの設立 等）

※ 表中の基金とは、「阪神・淡路大震災復興基金」をいう。

7 阪神・淡路大震災からの復興の道のり—ステージごとの取組の整理表—（総括表）

区 分		I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期：平成7年1月～平成7年8月)	II 復旧期 (仮設住宅期：平成7年9月～平成10年3月)
① 被災者を取り巻く生活基盤	住まい	- 被災者は避難所に避難（ピーク時：1月23日、1,153カ所、316,678人） - 応急仮設住宅を48,300戸整備、避難所を解消 - 応急仮設住宅にふれあいセンターを設置 - 避難所解消に向け公営住宅への一時入居を実施 - シルバーハウジングへL S A(生活援助員)を派遣 - 被災直後に応急危険度判定を実施 - 国庫補助事業で損壊家屋等を解体 - ひょうご住宅復興3カ年計画の策定	- 災害復興公営住宅を38,600戸整備 - 応急仮設住宅入居者調査を実施 - 災害復興公営住宅を一元募集 - コレクティブ・ハウジング等の建設 - 住まい復興プログラムを策定 - がれきの処理を完了
	インフラ	- ライフラインの復旧 - 電気(1月下旬)、電話・L Pガス(1月末)、ガス・水道(4月中旬)、下水道(4月) - 鉄道の復旧 - 神戸市営地下鉄(2月中旬)、J R在来線(4月)、J R新幹線(4月上旬)、阪神・阪急・山陽・神戸電鉄(6月) - 鉄道が復旧するまでの間は代替バスが運行	- 緊急インフラ整備3カ年計画の策定 - 阪神高速道路全線復旧 - 神戸港の全面復旧 - J R東西線開業、J R福知山線複線化、J R播但線の電化高速化等輸送力を強化 - 山陽自動車道全線開通
② 暮らし		- 義援金を募集し第1次配分(2月)と第2次配分(5月)を実施 - 緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始 - 災害弔慰金、災害見舞金の支給 - 災害援護資金貸付の受付開始 - こころのケアセンターを開設 - すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授業再開	- 阪神・淡路大震災復興支援館の開館 - 義援金の第3次配分(平成8年9月)を実施 - 生活復興資金貸付を創設 - 生活再建支援金、被災中高年恒久住宅自立支援金を創設し恒久住宅への移行を支援 - 民間賃貸住宅の家賃負担の軽減措置を実施 - いきいき仕事塾等生きがいがづくり関係事業の実施 - 生活復興支援プログラムの策定
③ 経済		- 被災中小企業の復旧対策融資等の実施 - 雇用調整助成金・失業給付の特例扱い - 中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設 - 仮設工場・仮設店舗が完成 - 産業復興3カ年計画の策定	(財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)の設置 (財)新産業創造研究機構(N I R O)の設置 - 神戸ルミナリエの開催 - 県産業復興条例、神戸市神戸起業ゾーン条例の施行 - 商店街・小売市場復興イベント開催支援事業の実施 - 産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施 - 観光復興リレーイベントなど観光対策の実施

区 分		I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期：平成7年1月～平成7年8月)	II 復旧期 (仮設住宅期：平成7年9月～平成10年3月)
④ まちづくり		- 被災地に建築基準法に基づく建築制限実施 - 被災市街地復興特別措置法施行 - 復興都市計画の決定告示	- 神戸東部新都心（H A T神戸）、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき - 景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施
	⑤ 地域づくり活動	- 全国から138万人のボランティアが被災地で活動 - 災害復興ボランティア活動事業補助を創設 - 被災者復興支援会議が発足	- 生活復興県民ネットが発足 - 特定非営利活動促進法（NPO法）の制定
	⑥ 防災・減災	- 災害救助法を10市10町に適用 - 全国の消防、警察、自衛隊、海上保安庁が救助活動等を展開 - 救援物資の備蓄基地を4カ所に開設 - 放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信 - 臨時災害FM局を開局	- 知事直轄の危機管理専門職として防災監を設置 - 災害救援専門ボランティア制度の創設 - 県地域防災計画を全面修正 - フェニックス防災システムの運用開始
⑦ 復興体制・復興計画	国	- 兵庫県南部地震緊急対策本部を設置 - 地震対策担当大臣を任命 - 現地対策本部を兵庫県公館内に設置 - 阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置	- 阪神・淡路復興委員会の廃止 - 国と県・神戸市との協議会の設置
	県	- 兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置 - 阪神・淡路大震災復興本部を設置 - 震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化 - 阪神・淡路震災復興計画（フェニックス計画）の策定に着手 - 都市再生戦略策定懇話会が阪神・淡路震災復興戦略ビジョンを提言 （財）阪神・淡路大震災復興基金を設立	（財）阪神・淡路大震災記念協会を設立 - 阪神・淡路震災復興計画を策定 - ひょうご住宅復興3か年計画、産業復興3か年計画、緊急インフラ整備3か年計画の策定（再掲）